

援助諸国の技術協力実施状況

(予算面を中心に)

(未定稿)

昭和46年11月

海外技術協力事業団総務部

ARY

国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 24	000
登録No.	07516	36 KA

目 次

	頁
I 総 説	1
II 研修員受入れ	5
1. 待遇（滞在費、書籍費、支度料）	5
2. 受入れ先への経費支払い	26
3. 固有の研修施設	29
4. 研修員の受入れのための特定団体	31
5. フォロー・アップ	33
6. その他	34
III 専門家派遣	37
1. 待 遇	37
2. 専門家確保の仕組み	48
3. 養成機関	52
4. 帰国後の身分保障	53
5. その他	54
IV プロジェクト協力	56
1. センター協力	56
2. 資金分担	56
3. 機材の購入	58
V 調査、設計事業及びこれに伴う	
コンサルタントの活用	59
1. フィージビリティ報告、実施設計書の取扱い	59
2. コンサルタント会社への支払い	60

JICA LIBRARY



1044372[9]

Ⅵ 国別技術協力計画の作成 .....	67
Ⅶ 民間団体、大学、研究所等 のイニシアティブによる技術協力 .....	71
Ⅷ その他 .....	73
Ⅷ 技術協力予算制度 .....	75

## I 総 説

(1) 今回の調査においては主な援助供与国（オランダ、ドイツ、フランス、英国、米国）の技術協力につき、その予算面（研修員、専門家の待遇等、或いは技術協力事業予算の具体的内容）について調査を行なうとともに、これら諸国の技術協力の仕組みのうちに、今後のわが国技術協力の拡大のために導入しうると思われる「アイデア」の発見に努めた。また、わが国の技術協力予算がとくにその実施、運用面（例えばいわゆる多年度コミットメント、繰越し、流用等）において各種の制約を受けている実情に鑑み、右につきこれら諸国の予算の仕組みについても併わせ調査した。

(2) 本ペーパーは上記調査結果を

- I 研修員受入れ事業
- II 専門家派遣事業
- III プロジェクト協力
- IV 調査、設計事業及びこれに伴うコンサルタントの活用
- V 国別技術協力計画の作成
- VI 民間関係機関、団体のイニシアティブによる技術協力
- VII その他
- VIII 技術協力予算制度

に分けてまとめたものであるが、各項の末尾にこれら諸国との対比においてわが国の技術協力において改善を要すると思われる点、更に今後わが国においてもとり入れることが可能と思われる事項を **検討事項** と題して付記した。右は約20項目にわたるが、ここにそのうちでもとくに重要と考えられるものを再記すれば次のとおりである。

- (i) 研修関係経費（とくに研修員の書籍費、研修先に支払う研修実費）の増額
- (ii) 研修実施先（民間、政府機関）主導型の研修の実施（研修プログラムの作成、研修の運営等は専ら研修先の創意、工夫に委ねOTCA は連絡

調整機能を果すを旨とし、同時に右研修に必要な諸経費の手当は十分これをこなす)なお、右は当然、いわゆる研修付帯費の増額を伴うことになる。

(iii) OTOA における研修員の世話要員(研修員の若情処理、個人的な相談相手)の充実

(iv) 専門家の待遇の改善(ヨーロッパなみに引き上げるには現在の OTOA ベースの給与の 3~5 割、米国なみにするには 1.0 割増が必要)

(v) 海外協力要員養成機関学校の設立

(vi) 開発調査事業、農業協力事業等におけるコンサルタントに対する契約単価の大幅増額

(vii) 技術協力事業と文化協力事業との連携の強化、とくに日本語による研修の導入

(viii) 民間団体、大学、研究所等のインシアティブによる技術協力の積極化、右に対する政府の財政的支援の増大

(ix) 技術協力予算運用の弾力化

もっとも、上記は必ずしも経済協力局、或いは海外技術協力事業団内部において議論をつくしたものでなく、あくまで本件調査にたずさわった谷野、小泉の一応の考えであり、従って右は、今後、技術協力関係者の間の議論のための、いわば「たたき台」となるべきものである。

(3) わが国の技術協力予算が上述のとおり、とくに、その実施運用面において各種の制約を受けているところからその弾力的運用が困難な面が少なくないことは従来関係者より指摘されてきたところであるが、今回、他の先進諸国についてこの面の実態を調査したところでも、各国とも、予算作成までの段階では、予算当局と種々議論はあり得ても一たん事業実施(予算支出)の段階に至れば、与えられた資金の大枠の範囲において、一部計画の中止、新たな計画の開始、それに伴う彼我の資金の流用、繰越し等は、技術協力所管省の最も効果的と判断するところに従い自由に行なわれてい

る趣である。(わが国技術協力予算における財政当局による支出負担行為実施計画承認の制度の存在は、各国より驚きをもって受けとられた。)

もとより、わが国の場合、財政法を頂点とする法令の体系があり、他の先進国のケースが如何であろうとも、それがそのままわが国に通ずるものではないのであるが、当面、現行法令の範囲においてでも運用上の知恵により改善が可能ではないかと思われるのは次の点である。

- (i) 支出負担行為実施計画<sup>(注)</sup>の承認手続の廃止または大巾な簡素化
- (ii) 未使用予算の翌年度への繰越し手続きの簡素化
- (iii) 技術協力各事業費相互間の融通使用を弾力的に行ないうるようすること

(注) 技術協力予算は支出の段階において再度、各計画ごとに支出負担行為実施計画を作成し、右につき財政当局の承認を得てから支出することになっている。

- (4) 最後にいうまでもなく、技術協力は経済協力のうちでも各供与国が、その風土、歴史的背景、国民性にもとづいて独自の方法を開拓しうる分野であると思われる。従ってこの分野での先達である他の欧米先進国の経験は参考とすべき点が多いことは事実であるが、やはり、最も重要なことは、わが国の人的風土に見合った独自の技術協力方式を<sup>■</sup>あみ出してゆくということのように思われる。ことにわが国の特殊事情として、十分な語学力を備えた技術協力のための人材の早急な確保、養成が容易でないことがあるとすれば、右弱点を補完すべきわが国独自の技術協力方式の案出こそ今後研究すべき課題である。

- (5) なお、今回の調査が非常に限られた時間内に行なわれたものであることから、以下にとりまとめたところも極めて不完全であることは免れないが、今後、逐次、新たな資料をえて補完してゆきたいと考えている。

技 術 協 力 課

谷 野 作 太 郎

海 外 技 術 協 力 事 業 団

小 泉 純 作

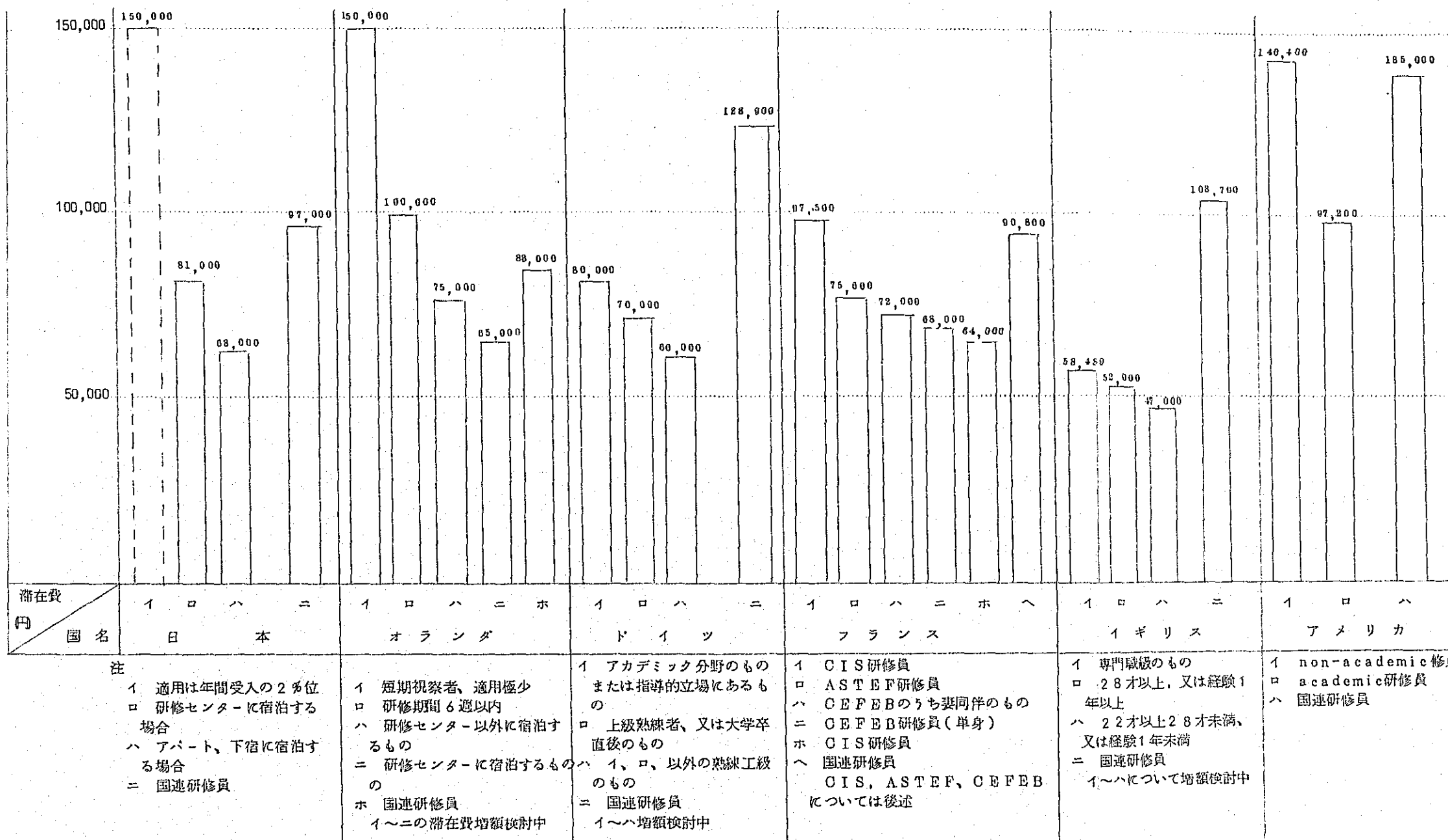


Ⅱ 研修員受入れ

1. 待遇（滞在費、書籍費、支度料等）

先進主要6カ国及び国連が研修員に支給する滞在費

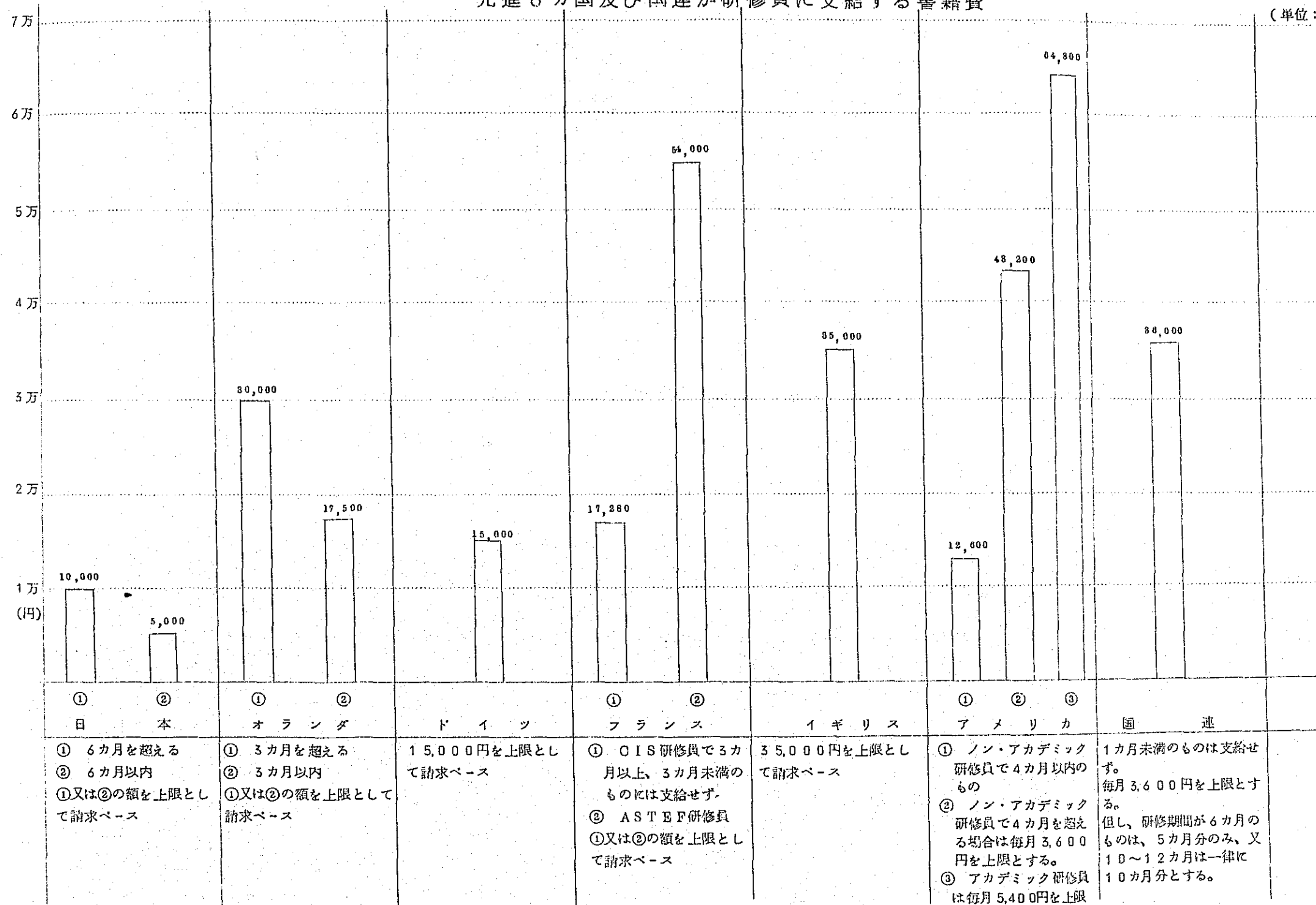
（単位：円換算）





先進6カ国及び国連が研修員に支給する書籍費

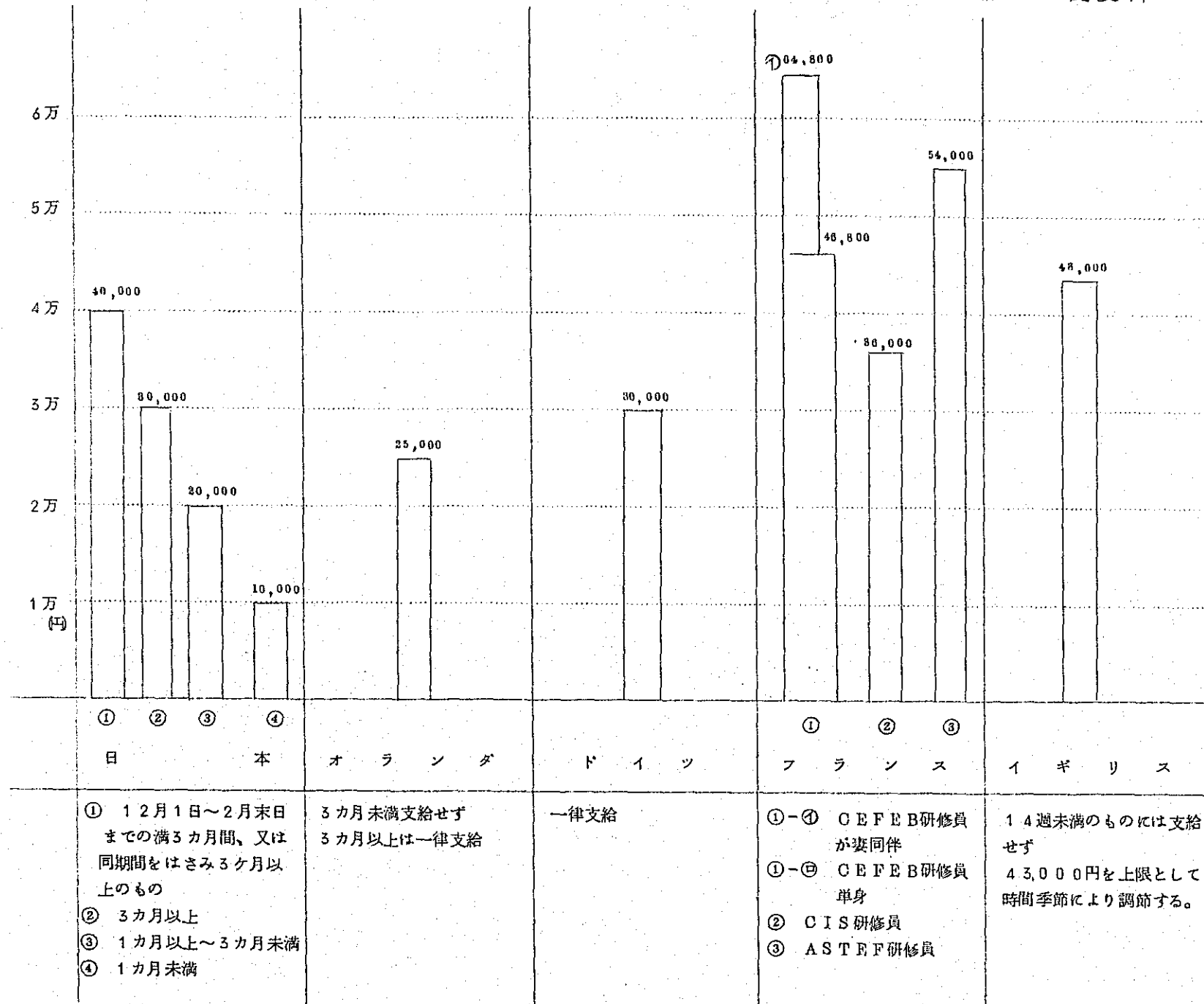
(単位：円換算)





(単価：円換算)

先進6カ国及び国連が研修員に支給する支度料



アメリカ

支度料支給せず。  
但し、到着後最初の20日間のみ  
通常滞在費の日額より20~30%  
多い8,280円/円を支給。

国連

アメリカと同様支度料は支給しない。  
但し、最初の1カ月間のみ、通常滞在  
費を約40%増加して支給する。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities.

2. It is essential to ensure that all data is entered correctly and consistently to avoid any discrepancies or errors.

3. Regular audits and reviews should be conducted to verify the accuracy and integrity of the information.

4. The use of standardized formats and procedures will help in maintaining uniformity across all records.

5. It is also important to ensure that all records are properly stored and protected from unauthorized access.

6. The document further outlines the responsibilities of the staff involved in the record-keeping process.

7. It is recommended that all records be kept for a minimum of five years for legal and compliance purposes.

8. The document concludes by emphasizing the need for continuous improvement and training in record management.

9. The following table provides a summary of the key points discussed in the document.

Point	Description
1	Importance of accurate records
2	Consistency in data entry
3	Regular audits and reviews
4	Standardized formats and procedures
5	Proper storage and protection
6	Staff responsibilities
7	Retention period of five years
8	Continuous improvement and training

10. The document is intended to serve as a guide for all staff involved in the record-keeping process.

11. It is expected that this document will help in achieving the organization's goals and objectives.

12. The document is subject to periodic updates and revisions as needed.

主要先進 6 ケ国及び国連が研修員に支払う滞在費等の額

単位万円/月：但し( )内数字は当該国通貨

	滞 在 費	支 度 料	書 籍 費	国内旅費	資 料 別 送	傷病・疾病 保 険	研 修 費 (授業料若し くはコス実施 経費)	アライカ レポート タイプ代
	1 ケ 月	支 度 料	1 年 間	手 当 1 夜 当 り	資 料 別 送	保 険	研 修 費 (授業料若し くはコス実施 経費)	アライカ レポート タイプ代
日 本	6.3~15.0	1.0~4.0	0.5~1.0	0.12	航空機 10kgエクセス分		2.0~3.0 1人11ヶ月	
オランダ	4.5~9.0 (G450~G900)	2.5 (G250)	1.75~3.0 (G175~G300)	0.15 (G15)	航空機 20kgエクセス分	団体保険加 入	所定経費額特 (コントラクトベ ース)	
ドイツ	6.0~8.0 (DM600~PM800)	3.0 (DM300)	5.0まで (DM50)	必 要 額	7.5まで (DM750)	"	"	
フランス	5.85~9.75 (F900~F1500)	3.25~4.87 (F500~F750)	1.56~4.55 (F240~F700)	必 要 額	3.25 (F500)	"	"	
イギリス	4.21~5.84 (Y49~Y68)	4.3 (Y50)	2.15~5.16 (Y25~Y60)	0.129 (Y1-10-0)		National Health Service	"	
アメリカ	7.56~24.84 (S210~\$690)	最初の20日間を旅行 行ステイタスで支給 する。	1.26~5.58 (S35~\$155)	/	21600 (\$60)	保険加入	"	
国 連	8.3~21.96 (S230~\$610)	最初の滞在員を旅行 ステイタスに上り支 給する	0.36~3.6 (S10~\$100)	/	航空機 10kgエクセス	治療費実費 払戻し	原則として tuitionbec のみ	USS 10.00 のみ支給

## 説 明

英国： 研修員、留学生の滞在費は国内イギリス学生の奨学金（委員会審議により平均三年に一度改正）の改正に平行して自動的に改額

米国： 研修員、留学生の滞在費は政府が毎年発表する物価指数にスライドさせて自動的に決めている。

なお米国は研修員として特に優秀な人材を来米させるべく、渡航費は相手国政府負担としている。

### 検 討 課 題

- (1) 滞在費決定に当り基準指数（例えば物価指数）とのスライド制の導入
- (2) 書籍費の大幅増額
- (3) 研修員傷害保険加入措置

現在 O T C A 研修員については交通事故、研修中の傷害事故につきこれを保険により救済予算的措置なし

- (4) ドイツ、オランダ等にみられる明らかな傾向として本国に受入れる研修員は研修内容が高度のものに限定し、それ以外のもの（とくに技能工訓練の如きもの）は開発途上国に施設を設置し、そこで訓練するということであり、米国（A I D）が第 3 国研修員に力を入れているのは周知の事実、わが国も今後新設、既存の海外技術協力センターを大型化してこれを利用しての第 3 国研修の実施を考えるべし。



詳細説明

オランダ政府受入研修員に対する待遇

支給項目	金額(円)	説明
1. 滞在員	90,000/月	到着後最初の1ヶ月間のみ。
	65,000/月	支度料を含む。 到着後2ヶ月以降で特定の宿泊施設に泊るもの。
(調整額)	~10,000	ホテル、下宿など特定宿泊施設以外のところに宿泊する場合は、65,000円に10,000円を上限とする額を加えたものを支給する。
(学生)	45,000/月	学生で2ヶ月目以降
(短期)	25,000/週 100,000/月	研修期間が6週以内
(短期視察)	5,000/日	短期視察旅行者
(集団コース)	7,000/週	集団コースの研修経費に全ての経費が含まれている場合
(高級研修員)	5,000~7,000/日	
2. 支度料	25,000	研修期間が5ヶ月を超える場合のみ。
3. 書籍費	17,500	研修期間が3ヶ月以内 } 但し他の 研修期間が3ヶ月を超える } 教科書も 含む
4. 国内旅費	1,500/一泊	国内旅行手当として支給する。
	30,000/月	但し、旅行手当は月額30,000円を上限とする。
	鉄道賃	2等のみ
5. 資料別送料	10kg	航空機によるUnaccompanied baggageを10kgまで支給。

支 給 項 目	金 額(円)	説 明
6. 医 療 費	保 險	研修期間中の疾病、傷害につき保険を付す。但しこれらの責任は一切負わない。
7. 研 修 経 費 ( 授 業 料 )	全額政府負担	
( 集 団 コー ス )	全額政府負担	但し、所要経費については集団コースの実施機関が決める。従って集団コースの、いわゆる日本式研修附帯費は集団コースにより全て異なる。
( 個 別 )	エントラクト ベース	個別研修経費はコントラクトによるが、この場合、研修が実習分野であれば民間企業は研修員に対しポケットマネーと称して何がしかの額を支給している。

ドイツ政府受入研修員に対する待遇

—説明—

支給項目	金額(円)	説明
1. 滞在費	60,000/月	熟練工級のもの
	70,000/月	上級熟練工級のもの、または大学卒直後のもの。
	80,000/月	アカデミー分野のもの、または指導的地位にあるもの。
(語学研修中)	40,000/月	語学研修中(2ヶ月～4ヶ月)のみ。
2. 支度料	30,000	
3. 書籍費	15,000	
4. 国内旅行	鉄道賃	2等のみ
5. 資料別送料	20kg	航空機によるエクスセス・アローマンスとして支給。
6. 医療費	保険	研修期間中の疾病、傷害等につき保険を付す。
7. 研修経費		
(授業料)	全額政府負担	
(集団コース)	全額政府負担	但し、所要経費については集団コースの実施機関が決める。従って、いわゆる日本式研修附帯費は集団コースにより全て異なる。
(個別)	コントラクトベース	但し、民間企業で実習研修を受ける場合、ポケット、マネーとして月額10,000円～15,000円を企業が研修員に支払う。

フランス政府受入研修員に対する待遇

- 説明 -

支給項目	金額(円)	説明
1. 滞在費	54,000/月	基本滞在費として、①外務省管轄下の民間団体 'OIS' = Le Centre International des Stages (フランス語圏からの研修員を受入れ) ②及び経済財務省管轄下の民間団体 'ASTEF' = association pour l' Organisation des Stages en France (フランス語圏以外からの研修員を受入れる) 及び③外務省対外協力担当庁の CEFEB = 財務、経済、銀行センター (フランス圏からの経済分野の研修員を受入れる)
(住居費)	10,800/月	OIS 研修員に一律支給
	21,600/月	ASTEF 研修員に、一律支給
	14,400/月	CEFEB 研修員に一律支給
	18,000/月	CEFEB の研修員で配偶者同伴
2. 支度料	36,000	OIS
	54,000	ASTEF
	46,800	CEFEB
	64,800	CEFEB (配偶者同伴)
3. 書籍費	17,280	OIS 研修員 (研修期間3ヶ月以上)
	54,000	ASTEF 研修員
4. 国内旅行	43,200/月	OIS、実施研修旅行中 (90日以内、住居費は支給しない)

支給項目	金額(円)	説明
	97,500/月	短期実施研修のため研修場所を移動する場合、滞在費、住居費に代えて支給する。
	必要額	ASTEF・CEFEB
5. 資料別送料	32,500	
6. 医療費	保険加入	
7. 研修員	コントラクトベース	コントラクトによるが、最低研修員一名に対し、一ヶ月26,000円支払う。
8. 家族手当		CEFEB研修員のみ。
	14,400/月	配偶者
	5,040/月	第1子
	2,520/月	第2子
9. 帰国時手当	46,800	CEFEBのみ。但し研修期間が6ヶ月以上であること。
10. 休暇手当	58,320	CEFEB研修員のみ
	19,440	〃 配偶者
	1,080	〃 小 供
11. 国内交通費	54,000/月	CIS 居所より50km以上の場合 (30日を限度)

イギリス政府受入研修員に対する待遇

支給項目	金額(円)			説明	
1. 滞在費					
	A			B	C
	I	II	III		
(ロンドン)	44,720	47,300	51,600	58,480	随時決定 部屋代は月額 10,000円~11,000円
(地方)	42,140	47,300	51,600	58,480	
(オックスフォード ケンブリッジ)	49,000	53,000	58,480	58,480	
※ 注	A : { I : 大学生、下級レベル工員、22才未満の研修員 II : 22才以上28才未満、経験1年未満の研修員 III : 28才以上、経験1年以上の研修員 B : ■ 大学院生、専門職 C : 中央政府部局の次席以上のもの、または同等のもの				
2. 支度料	43,500	43,000円を上限として研修期間及び季節により調整する。但し、研修期間が14週以上であること。			
3. 書籍費	35,000	最初の1年間			
	25,000	2年目			
4. 国内旅行	1,750	1夜につき			

支給項目	金額(円)	説明
5. 資料別送料	36,750	21夜を限度とする
6. 医療費	鉄道賃	2等
	保険	National Health Service
		入院3週目からは滞在費を1,290円
		1週に減額
7. 研修費	コントラクト	但し、民間受入先で実習の場合研修員
	ベース	に対し1ヶ月間に22,000円～
		86,000円位支払う。

アメリカ政府受入研修員に対する待遇

— 説明 —

支給項目	金額(円)	説明
1. 滞在費	165,600	到着後最初の20日間は一日当り 8,280円(23ドル)で支給する。 支給は研修員の自国で158,400 円(440ドル)をチェックで、残 り7,200円(20ドル)を現金で 支給される。
(旅行ステイ タス)	8,280/一日	研修旅行期間中(一ヶ所の滞在が 30日未満であること)は一日当り 23ドル(8,280円)を上限とし て支給
(アカデミック ステイタス)	75,600~ 97,200/月	滞在する地域により一日当り2,520 円~3,240円で支給、ワシントン やニューヨークに滞在する場合は、 一日当り3,240円を支給する。
(ノン・アカデ ミック)	118,800 J 140,400	滞在する地域により一日当り3,960 円~4,680円で支給。ワシントン やニューヨークに滞在する場合は、 一日当り4,680円を支給する。
(高級研修員)	随時決定	AID/Mission又はPost Coor- dinating Committee が要請あ った研修員をnational level も しくはnational impact の top policy maker または executive 又は administrator と判断し、



支給項目	金額(円)	説明
(VIP 研修員)	其の都度決定 12,600/一日 10,800/一日 8,000/一日	かつ研修期間が90日未満であることを要す。 タイプA VIP タイプB VIP タイプC VIP タイプD VIP
(入院中)	減額なし 1,080/一日 720/一日	入院後最初の7日間のみ 入院後8日目から5週間 入院後7週目から
(休祭日休)	3,600/一日 ↓ 4,320/一日	研修機関の宿泊施設または大学の寮が、復活祭、感謝祭、クリスマス、新年あるいは学期間で、食堂のみが閉鎖される場合
	↓ 4,680/一日	上記期間中宿泊施設が閉鎖し、食堂は閉鎖されない場合。
	↓ 5,400/一日 ↓ 6,480/一日	上記期間中宿泊施設及び食堂ともに閉鎖される場合。
2. 支度料	最初の潜在費で調整 ↓ 8,280/一日	⑩ 滞在費の改訂については、毎年7月に Office of International Training 内の Per Diem Committee が検討する。 研修員のステイタス(旅行、アカデミック・ノン・アカデミックステイタス)にかかわらず最初の20日間に限り、一日当たり8,280円/一日を支給

支給項目	金額(円)	説明
3. 書籍費	12,600まで 3,600/まで  5,400/月まで	し、それでもって諸準備を行なわせる。 研修期間が4ヶ月以内のもの。 non-academic status の研修員で、研修期間が4ヶ月を超えるものについては、毎月3,600円を上限として支給する。 academic status の研修員に対しては毎月5,400円を上限として支給する。
4. 国内旅行	8,280/一日 鉄道員	旅行中は一日当たり8,280円を支給 2等のみ支給
5. 資料別送料	21,600まで	郵便により送付する場合、21,600円を上限として払い戻しをする。
6. 医療費	保 険	疾病、傷害等に対し、額面1,000ドル、期間52週の保険付す。
7. 研修費	コントラクト ベース	
8. 研修資材費	36,000未満  36,000以上	一物件の価格が36,000未満であればA I Dが払い戻しをする。 一物件の価格が36,000以上であればA I Dが購入のうえ、貸与する。
9. 卒業論文タイプ代金	54,000 144,000	修士課程 博士課程
10. 学会入会費	1年～3年分	英語能力が十分で、かつ研修期間が30日以上の研修員が当該分野の学

支 給 項 目	金 額(円)	説 明
		会の入会が認められた時は、その入会費をA I Dが支払う。

国連の研修員に対する待遇

支給項目	金額	説明
1. 滞在費		
(日本国内)	97,000/月 130,000/月	滞在ステータスの上限 旅行ステータスの上限 注：(1)到着後最初の1ヶ月間は常に旅行ステータスで支給する。 (2) 1ヶ所に30日を超えて研修を受ける場合は、滞在ステータスとする。 (3) 旅行中は旅行ステータス以下各国とも同様に取扱う。
(オランダ国内)	83,000/月 115,000/月	滞在ステータス上限 旅行 "
(ドイツ国内)	123,933/月 159,343/月	滞在ステータス上限 旅行 "
(フランス国内)	90,810/月 107,164/月	滞在ステータス上限 旅行 "
(イギリス国内)	103,672/月 129,240/月	滞在ステータス上限 旅行 "
(アメリカ国内)	135,000/月 219,600/月	滞在ステータス上限 旅行 "
2. 支度料		最初の1ヶ月間を旅行ステータスにより支給することにより支度料を含む。
3. 書籍費	無 3,600	研修期間 1ヶ月未満 " 1ヶ月

支給項目	金額	説 明
	7,200	研修期間 2ヶ月
	10,300	" 3ヶ月
	14,400	" 4ヶ月
	18,000	" 5及び6ヶ月
	25,000	" 7ヶ月
	28,800	" 8ヶ月
	32,400	" 9ヶ月
	36,000	" 10～12ヶ月
4. 国内旅行	実費支給	① 鉄道賃は2等 ② 滞在費を旅行ステイタスで支給。
5. 資料別送料	10円	航空機による10kgのエクセスを負担
6. 医療費	実費払戻し	① 但し、1,800円未満は自己負担 ② 入院中滞在費はその場とする。
7. 研修員	負担	但し、tuition feeまたは course fee
8. 最終報告書 タイプ料	3,600	

## 2. 受入れ先への経費支払い

米、英等の明かな傾向として援助の効率化の観点より研修のやり方は研修先とのコントラストベース研修—政府は先方より要求される経費をみるのみ—が主である。

英国の場合かゝる研修実施機関に対するODMよりの補金額は年間約40億円にのぼる。

受入れ先への経費支払い 説明

### 1. オランダの例 研修期間は長期で1年位

- ① Course on Soil Science (約10ヶ月間)  
(定員 25名)

実施先: International Agricultural Center

経費: 1人、1ヶ月25,000円(管理費、テキスト科のいわゆる研修に要する最低経費であり、研修旅行は別途要し、宿泊代、食費、その他の生活費は含まず)

- ② Nematology Course (約3ヶ月間)

実施先: Nematology Department of the Agricultural University & National Agricultural Center.

経費: 1人当たり、75,000円(管理費、テキスト科のいわゆる研修に要する最低経費であり、研修旅行のための費用は別途要し、宿泊代、食費その他の生活費は含まず)

- ③ International Course on regional industrial development (18週間)

Research Institute for Management Science.

経費: 1人当たり、300,000円

(上記300,000円以外に要する経費としては、

Ⓐ 宿泊代、食費 1名、1ヶ月45,000円

- ⑥ ポケット・マネー 1名、1ヶ月 25,000円
- ⑦ 研修旅行費 " 10,000円
- ⑧ 書籍費等本代 全期間 25,000円
- ⑨ その他、渡航費、衣料費等

④ International Courses on Housing Planning Building  
(5ヶ月)

コース実施経費： 1名、1ヶ月 96,000円(宿泊代食費、研修旅行費を含くめず)

⑤ International Course for Industrial Quality

コース実施経費： 1名、1ヶ月80,000円(宿泊代、食費、研修旅行費を含くまず)

○ Institute of Social Studiesで実施する場合 National  
Development Course (10ヶ月)

経費：① Registration fee 35,000円

② Tuition fee 1名1ヶ月 17,000円

③ 実習経費 50,000円

④ テキスト代タイプ代 10,000円

(1名1ヶ月 約 26,500円)

上記のうち、③の実習経費(教材費、謝金、field work 経費を含む)を除ては他のコースも大体同額である。

他のコースの実習経費は下記の通り。

実習経費：④ 50,000円のコース

○ Course in Social policy (8ヶ月間)

○ Course in International Relation  
(6ヶ月間)

⑤ 40,000円のコース

○ Course in Economic Planning (7ヶ月間)

- Course in Public Administration  
( 6ヶ月間)

- ⊙ 25,000円のコース

- Course in Industrial Development  
Programming ( 5ヶ月間)

- ⊙ 75,000円のコース

- Course in Regional Development Plan-  
ning ( 9ヶ月間)

受入れ先への経費支払い

3. フランスの例 研修期間 6～10ヶ月位の期間が一番多い

① 民間企業に研修を依頼する場合、通常

1名につき1ヶ月間20,000円～30,000円を支払う。

② 受入れ依頼は通常コントラクト・ベースによる。受入れ先への経費  
支払い。

4. イギリス例 研修期間 3ヶ月～1年

但し、2年～5年位のものもある

コントラクト・ベースで研修を依頼するが、通常1人につき、1年間に  
860,000円位支払う、(但し実施研修を主体とする研修員)

受入れ先への経費支払い

5. アメリカの例 研修期間 3ヶ月～1年

長期のものは6年位のものもある。

研修依頼はコントラクト・ベースによる

例

Wayne 大学に地方行政の研修生14名を1年間依頼し、研修経  
費として約1540万円支払った。(給料コンサルタントフィー  
旅費、直接経費等)

6. 日本の例



(1) 結核予防コース (5ヶ月)

研修経費(国内旅費、庁費、テキスト代は含まず)

1名1ヶ月 20,000円

(2) 自動車整備コース 1名1ヶ月 11,000円

(3) 竹細工コース 1名1ヶ月 7,400円

検 討 課 題

(i) 今後、OTCA自からが実施する研修(茨城農業研修所等)とともに民間、政府機関等その他の研修実施先に大幅に主導権を与えた形の研修(研修プログラムの作成、研修の運営等は専ら研修先の創意、工夫に委ね、OTCAは連絡調整機能を果たすを旨とし、同時に右研修に必要な諸経費の手当は充分これを行なう)も実施すべきでないか?

なお、右は、当然、いわゆる研修付帯費の増額を伴うこととなろう。

(ii) OTCAは広く民間、政府機関によびかけ、実施可能な範囲での研修員受入れ経費見積書を数多く提出せしめ保管しておいては如何?

(将来、必要に応じ右の中から適当な研修先を選択する)

3. 固有の研修施設

オランダ: (i)とくに政府ベースの技術研修員の受入れを目的とした受入れ機関はないが、以前よりある研究所等が研修のためにも利用されている。

代表的なものに熱帯研究所一同研究所の詳細については別冊<参考資料>参照

(ii) 多くの大学でInternational Courseを設け、(現在約40コース)ここに研修員を受入れている。(講義は英語で行なう)。

① 熱帯研究所

- ② 社会科学研究所
- ③ 航空測量研究所
- ④ 低開発国教育援助協会
- ⑤ 干拓、栽培技術者のための国際研究所
- ⑥ 国際協力のためのオランダ大学財団
- ⑦ 国際農業センター
- ⑧ アフリカ研究センター

## 2. ドイツ

① 連邦工業所（経済省の外局で、経済協力省の管轄下にある）

② ドイツ低開発国財団＝D S E（経済協力省附属機関）

次の研修員受入れのセンターを有す。

- ㉑ 行政訓練中央センター（ベルリン）
- ㉒ 工業訓練中央センター（マンハイム）
- ㉓ 農業訓練中央センター（フェルディフング）

③ 低開発国振興会社＝G A W I（集団コースの一部を実施）

④ カール・デュズベルグ協会＝C D G（ " ）

（Carl-Dusberg - Gesellschaft）

## 3. フランス

① フランス国内研修組織協会＝A S T E F（経済財務省管轄下）

② 国際研修センター＝C I S（外務省管轄下）

③ C E F E B＝Centre d'études Financières Economiques  
& Bancaires

なお、上記3機関の主業務は研修員の福利・厚生であるが、集団コースの一部を実施している。

## 4. イギリス

下記の機関（植民地時代よりのもの多し）を活用

- ① 海外（湖地及び地形）測量委員会
- ② イナゴ対策研究センター（The Anti-Locust Research Center London）
- ③ 熱帯産品研究所（The Tropical Products Institute London）
- ④ 熱帯貯蔵品センター
- ⑤ 熱帯殺虫剤研究所
- ⑥ 海外測量部

以上いずれも海外開発省＝ODMに附属

- ⑦ ブリティッシュ・カウンセル  
（主業務は研修員の福利・厚生であるが、集団コースの一部を行なう。）

4. 研修員の受入れのための特定団体（研修員の世話、受入れのあっせん等）

オランダ： 該当する特定の団体はなく、外務省の 'Technical Assistance Implementation Division' が直接行っている。

ドイツ： ①カール・デュイズベルグ協会＝CDG（主に福利厚生分野で面倒をみる）

②職業紹介中央事務局（主に研修計画立案及び研修先のアレンジをする。）

フランス： A S T E F （各々で研修員の福利厚生及び研修プログラムの分野のテークケアを行っている）

①A S T E F = Association Pour L'Organisation des stages en France（フランス国内研修組織協会）

フランスに於けるフランス諸国以外からの研修員を受入れる経済財務省管理下の半官半民的機関、研修内容は原子力から保健衛生まで多岐にわたる。フランスの代表的研修員

受入れ機関で予算の殆どは経済財務省の補助。

パリ郊外に宿泊施設 ( Pavillion de Cooperation Technique 130 部屋 ) を有する。

なお、専門家養成派遣機関の A S M I O とは兄弟関係にある研修は、政府の研究機関、大学、民間企業等に依頼する。

② C I S = Le Centre International des stage  
( 国際研修センター )

外務省管理下のフランス語圏からの研修員を受入れる民間機関で、予算の約 75 % が外務省の補助。

研修は、政府機関、大学、民間企業等に依頼する。

③ C E F E B - Center d'etudes Financieres  
E conomiques & Bancaire

外務省の経済協力中央金庫 ( C C C E ) に付属し、フランス語圏から将来金融関係 ( 銀行 ) の管理者となるものを研修員として受入れる国立の受入れ機関。

研修は、経済財務省の研修課、フランス国立銀行、リヨン銀行、その他商業銀行に依頼する。

英 国： ブリティッシュ・カウンシル ( 福利厚生及び研修プログラムの面のテークケア、特に研修前オリエンテーション及び研修中の研修員の要望、苦情の処理は全てここで programme Officer ( 殆んどが女性 ) が担当する。

米 国： 研修プログラムのアレンジは A I D で行なうが、福利厚生については、一般オリエンテーションを含み、A I D との契約に基づいて、全て Washington International Center が行なう。

なお上記の詳細については別冊 < 参考資料 > 参照

## 検 討 課 題

研修員の世話（希望、不満の処理）は人手のいる仕事であり各国とも、そのための別個の団体を設けているのが通例である。O T O A においても、現在 O T O A の研修課の職員が研修プログラムの作成、右に伴なう関係方面との折渉、連絡等から個々の研修員の細かい苦情の処理、個人的相談にまであずかりおり、忙殺されているが、少くとも後者について英国ブリティッシュ・カウンシルの如く別個の体制（英語を解する女性を多数そろえればよい）を O T O A 内に設けることは出来ないか？

### 5. フォーロアアップ

#### ① オランダ：

現在のところ大使館を通じて帰国研修のフォーロアアップを行っているが、詳細不明

#### ② ドイツ：

ゲーテ協会を通じて帰国研修員の連絡センター（一種の同窓会）の継続的開催、専門図書や定期刊行物の配布を行っている。

#### ③ フランス

##### ① C I S

人手不足のため特別のサービス活動は現在のところは帰国研修員に対する機関誌の送付しか行っていない。但し、フォーロアアップ組織を計画中。

##### ② A S T E F

フォーロアアップについては極めて熱心で、世界各国に A S T E F の支部を網の目のようにはりめぐらし、後進国においてフランスの援助供与の際のインフラストラクチャーの如き役を担わせている。

事例としては

##### ④ 同窓会を 22 カ国に組織（大使館が助力する）

- ⑥ 研修員が帰国する際、希望する技術雑誌の購読券を提供
  - ⑦ 帰国研修員の名簿作成
  - ⑧ 機関誌の送付
- ④ イギリス
- ① ブリティッシュ・カウンセルが技術書や情報機関誌を一定期間割引きして送付したり、各種セミナーを開催
  - ② ODM（海外開発省）の職員がフォローアップ訪問する。
- ⑤ AIDフォローアップ・プログラムがあり現在約、700,000名の帰国研修員をカバーしている。

また、AID/ミッションにフォローアップ実施委員長があり、下記業務を行っている。

- ① アメリカの専門学会への加盟の必要手続
- ② 補助研修としての通信教育コースの管理
- ③ 技術専門書の配布（3年間）
- ④ ニュース・スクリプトや専門誌の配布
- ⑤ 技術問題のコンサルティング
- ⑥ 英語リフレresherコース
- ⑦ 同窓会の結成と補助金の供与
- ⑧ 帰国研修員が200名以上に達する国での名簿作成
- ⑨ 新しく送り出す研修員のためのオリエンテーション講師依頼
- ⑩ 集会、セミナー、専門学会の開催など。

## 6. その他

### (1) 研修語学

オランダ： 英、独、仏語のうちいずれか1か国語ができれば受入れる。  
通常研修は英語で行なう。

ドイツ： 極めて短期の研修或は「高級研修員」を除いてはすべてド

ドイツ語ができることを条件とする。(場合によってはドイツ語修得に4カ月、研修2カ月の例)。各国にあるゲータ協会支部をフルに活用。いずれにせよ英語の通訳つける例なし、ドイツ語の語学研修を2~4カ月間行なう。

フランス：フランス語が出来る事を条件とする。語学研修を2~3カ月行なう。

英国：研修員の受入前に英語のテストを、研修員の国にあるブリティッシュ・カウンセルが行ない、結果をODMに送付し、ODMが同研修員を受入れるかどうか最終的に決定する。

米 国：①英国能力についてはA I D / ミッションがテストを行なう。  
②到着後英語能力につき問題ある場合は、A I D との契約により語学研修を行なう、ジョージタウン大学の American Language Institute に入れる週間位語学研修を行なう。

### 検 討 課 題

技術協力の「お隣」は資金協力のみでなく、もう一つの「お隣」として、わが国でいう、文化事業があり、今後、上記ドイツの例にみるように文化事業との緊密な連携をはかりつつ(そのためには、現在の文化事業がとくに日本語普及の面において抜本的に強化される要あり)さし当って来年度試験的に日本語による研修コースを設けてみては如何

#### (2) いわゆる高級研修員制度

オランダ：有、視察が主で1月当り50,000円~70,000円支給する。但し、ホテル代や交通手段は外務省側で別途支給する。

ドイツ：ドイツ低開発国財団(DSE、政府出資の財団、経済協力省に付属)が直接行なう、手続等一般研修員にくらべて緩やか

(一般研修員：研修終了後必ず帰国する旨の誓約を行なう等あり)

フランス：

① 高級研修員であっても、原則として研修を目的とする場合のみ、ASTEFやOISで受入れる。期間は1カ月位、滞在費は、月額90,000円～110,000円

但し、ASTEFが要人を招待してフランスの援助の仕組み等を紹介する制度有り。

② 高級専門家の来仏目的によっては直接外務省やNational Centre of Foreign Tradeも受れる。

英国：ODM予算による研修は厳格は意味での研修のみ、いわゆる高級研修員は外務省予算、或はODMの要請によりBritish Councilが自己の予算により受入れる、その場合もとよりフォームの提出等はなし。

アメリカ：原則として一般研修員と同様に要請を出させるが、AID/ミッションからの公電ですませることもある。

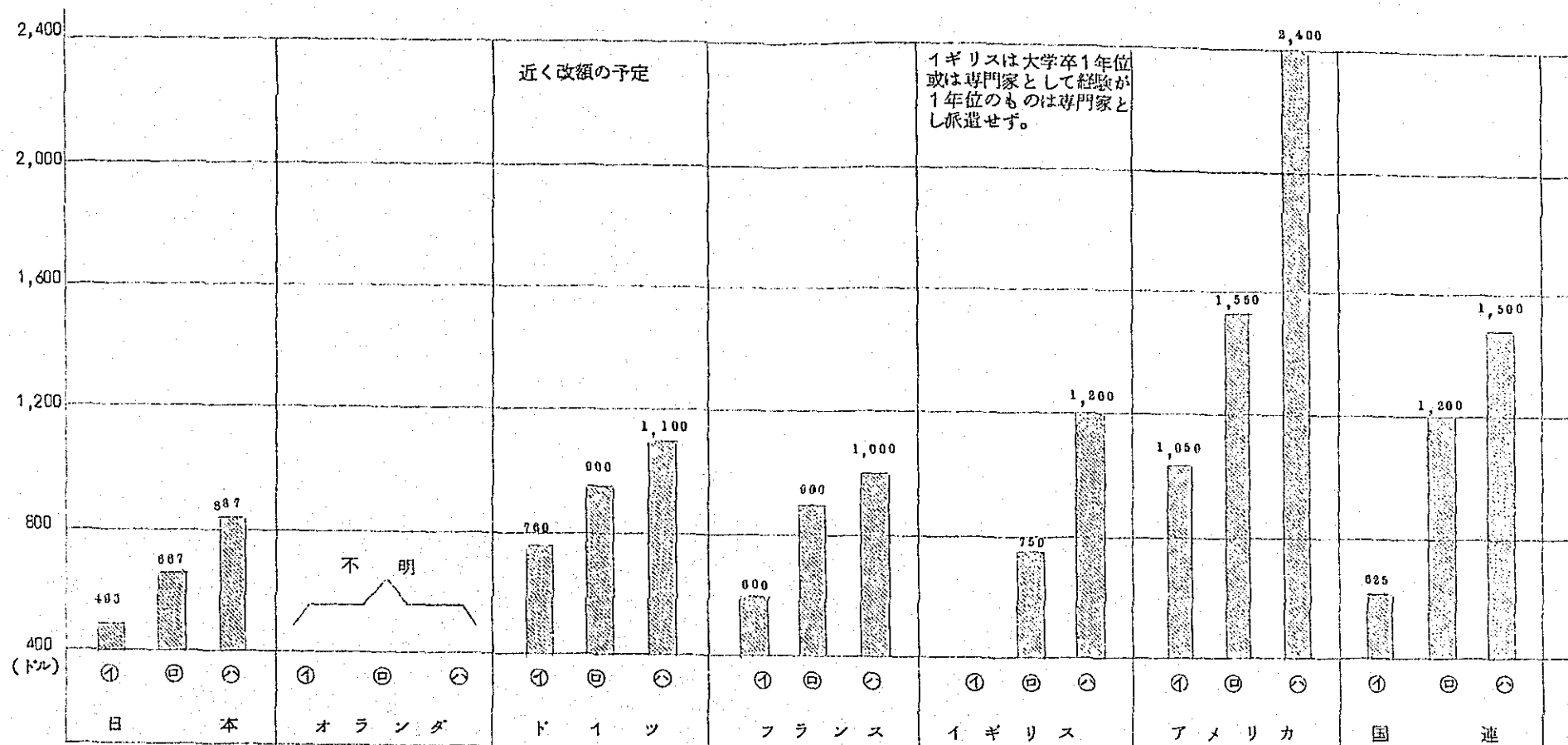
滞在費については一日当40ドル(14,400円)を支給する。



### Ⅲ 専門 家 派 遣

#### 1. 待 遇

先進 6 カ 国 及 び 国 連 が 派 遣 す る 専 門 家 の 給 与 ( 単 位 : US ド ル )



- 注 1. 給与は単身赴任とする。  
 2. 任国をタイ国と想定  
 3. ①は、大学卒業後1年位、或は専門家としての経験1年  
 ②は、 " 10年位、或は専門家としての経験10年  
 ③は、 " 20年位、 " 20年

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records for all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for financial transparency and accountability. This section also outlines the various methods used to collect and analyze data, ensuring that the information is reliable and up-to-date.

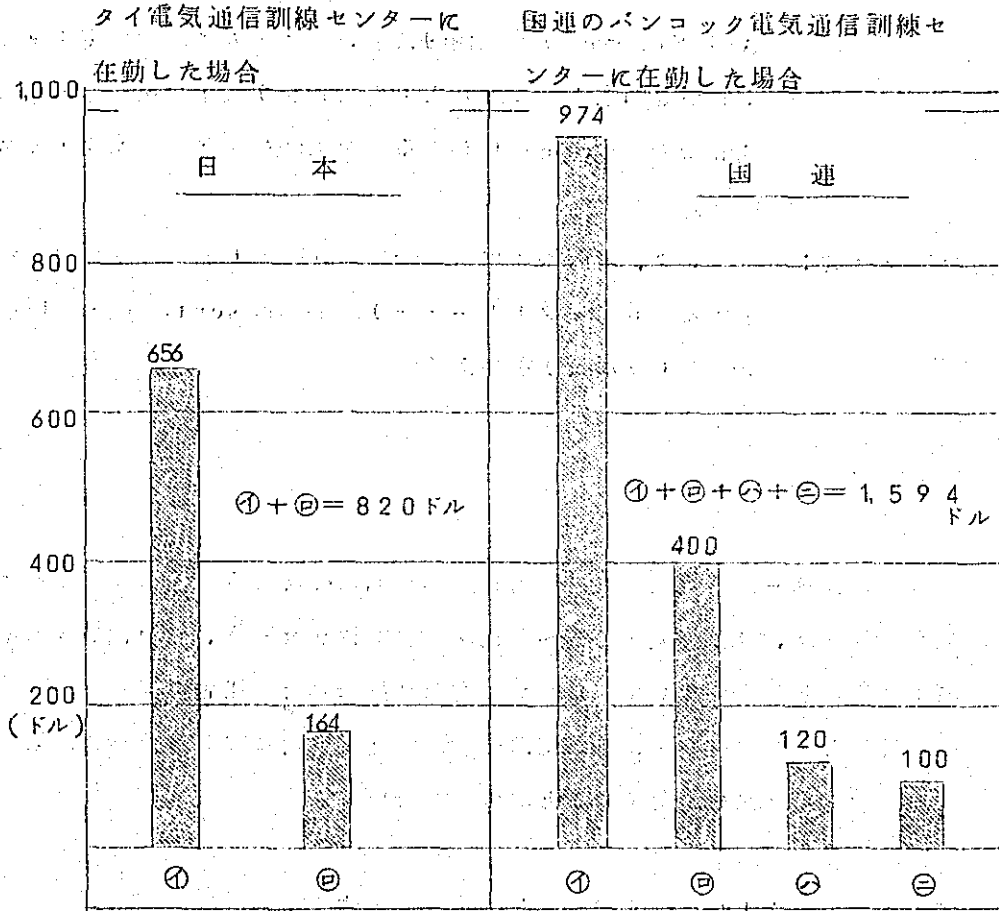
2. The second part of the document focuses on the implementation of these practices across different departments. It provides detailed instructions on how to integrate these procedures into existing workflows, ensuring that all staff members are aware of their responsibilities and the importance of following the guidelines.

3. The third part of the document addresses the challenges that may arise during the implementation process. It offers practical solutions and advice on how to overcome common obstacles, such as resistance to change or limited resources. This section also highlights the need for ongoing communication and support throughout the process.

4. The final part of the document summarizes the key findings and conclusions. It reiterates the importance of consistent record-keeping and the benefits of a well-implemented system. The document concludes with a call to action, encouraging all stakeholders to commit to these practices and work together to achieve the organization's goals.

日本と国連の技術協力専門家の待遇比較

(単位：USドル)



- 注 1. 某日本人が現に国連の電気通信センターに3年間派遣されたケースをモデルにした。
2. 国連から派遣された時の格付 (LEVEL-4. STEP-1)
3. 国連の上記格付を日本の格付にスライドすると2級1号に相当
4. ①在勤基本俸 ②扶養家族手当 ③在勤加俸 ④職務手当
5. 専門家経歴：年令43、1948年工業学校卒業、経歴年数17年
6. 任期3年
7. 赴任に当って妻同伴

## 説 明

- (i) 英 国： 差額補てん方式による専門家派遣 (Overseas Service Aid Scheme) が圧倒的に多いことが大きな特色 (1968 : 派遣専門家 18,350 人中 13,000 人)。現在このための 40 余の agreement がある。対象は殆んどコモンウェルスの国々。
- (ii) 交際費： オランダ、米国等の場合は一部の専門家 (例えば都市に居をかまえるプロジェクトリーダー) に representation allowance (交際費) を与えている。

## 検 討 課 題

O T C A ベース専門家の給与を他の先進国国際機関なみのレベルにあげようとするならば、現在の額を 3 割～5 割アップ (西欧なみ)、10 割アップ (米国) することが必要である。しかして右が外務公務員の在勤俸体系との関係で困難なりとすれば専門家については在勤俸の外に技術報酬を追給することによりその待遇の一端を改善することは可能でないか?

- アメリカ A I D が派遣する専門家待遇に関する説明  
対外援助法による派遣専門家には次の 3 種類あり
- ① A I D 職員
  - ② 他の政府機関の職員 (A I D との協定に基づく)
  - ③ 契約ベースによる民間人

なお、政府機関職員の場合、派遣期間が 30 ヶ月以内であれば昇給及び元のポストへの復帰は保証されるが、昇進は必ずしも保

証されない。

支給項目	金額(円)	説明
基本給	125,840～ 1,064,880/月	通常月額360,000円位が最低線
着後手当 (含帰任前手当)	5,400/日	① 相手国の生宅提供がない場合。 3ヶ月を限度として、住居決定までの間5,400円/日を上限として支給 ② 帰任前は1ヶ月を限度とする。 ③ 11才未満は50%支給する。
住宅手当 地域調整手当		格付、家賃・家族構成による。 ① ワシントより生活費が高いところ ② 格付、地域、家族構成により異なる。
補助地域調整手当		着任後ホテルの仮住いで、扶養家族が2名以上の場合、21,600円/日を上限として
特殊地域手当	基本給の10%～ 25%	僻地、不健康地、その他劣悪な生活条件下にある地域に滞在する場合、基本給の10%、15%、20%、25%のいずれかで支給
教育手当		初等・中等学校へ通学する子供の授業料等をカバーするため。
教育旅費		中等教育、大学教育を米国内で受けるため子供を帰国させる場合
支度料	27,000～ 63,000	任地、家族構成により異なる。

支給項目	金額(円)	説明
帰国時国内宿泊料	2160/日	① 2160円を上限とする。 ② 11才未満は1,080円を上限とする。 ③ 独身者： 15日限 ④ 家族同伴者： 30日限 格付家族構成により異なる。但し、本手当は他省からA I Dに出向して派遣される専門家に限られる。
旅行手当	5,760/日	アメリカ国内
	2,160～	外国
	9,000/日	
	2,160/日	船中

国連派遣専門家待遇

① 任期1年未満の場合

② 任期1年以上5年未満の場合

支給項目	金額(US\$)	説明
1. 出発前健康診断料	実費支給	①②ともに
2. 前渡滞在費	1ヶ月滞在費	① うち200ドルを旅行者小切手で
	"	② うち500 "
3. 任地到着までの日当・宿泊料	右記による取扱	①②ともに：
		① 9時間以上 16時間以内 1日分支給
		② 16時間以上 21時間以内 2日分支給
		③ 21時間以上 3日分支給
4. 任地到着までの語雑費	6ドル	①②ともに
5. 携行荷送付料		①
	20kg or	航空機によるエクセス
(Personal effects)として	100kg	陸路又は船舶貨物のいずれか
	20kg	②
		① 航空機による本人分のみのエクセス
(Personal & household effects)として	600kg	② 陸路又は船舶貨物分として
	400kg	③ 同伴扶養家族が1名の場合追加する。

支給項目	金額(US\$)	説明
6. 荷物送付保険	200kg	④ 同伴扶養家族が2名以上の場合 2人目からは、1名当り200kg を追加支給する 但し、1,600kgを上限とする。
	1,600kg	
	無	① ① 本人携行荷の場合、但し途中で 紛失した場合は規定により補償す る。
	1,500	② unaccompanied baggage の場合は、額面1,500ドルまで 付す
	2,000	② unaccompanied baggage の本人のもののみ場合は2,000 ドルを上限
7. 私有自動車運 送料	4,500	③ 本人及び扶養家族ともに含む場 合 但し、②のみ、任期2年以上の場合
	一部国連負担	
8. 任地国内旅費	払い戻し	①、②
9. 基本給	516~1,676/月	①、②、通常1,000ドル/月
10. 医療費	実費支給	①、②、扶養家族は除く ②のみ



支給項目	金額(US\$)	説明
11. 在勤手当	800~1100/月 1,000~ 1,410/月	単身赴任 家族同伴
12. 扶養家族手当	400/年 200/年 300/年	◎のみ ① 配偶者のみ同伴の場合 ② 配偶者ではなく、両親又は兄弟姉妹を同伴する場合 ③ 同伴する子供(18才未満、又は21才未満で全日制学校に通学するもの、若は身体障害者に限る)
13. 着後手当	300/15日 600/30日	◎のみ ① 単身赴任の場合日当の15日分 ② 家族同伴専門家には日当の30日分 ③ 各扶養家族に対しては、本人の日当単価の50%を単価にて計算し支給する。
14. 教育手当	700/年/1名	◎のみ 21才未満の扶養家族で通常の全日制学校であること、(幼稚園、職業学校等を除く)
15. 年金適用		◎のみ UN Joint Staff Pension Fund ① 60才未満であること。 ② 任期1年以上で1年間に30日以上の中断がなく1年以上在勤した場

支 給 項 目	金 額 (US\$)	説 明
16. 死亡、事故死、 及び退職保険	適 用	合 ②のみ
17. 傷害、疾病手 当	実費払い戻し	①、②
18. 任期終了時健 康診断料	実費払い戻し	①、②

ドイツ ドイツ低開発国振興会社（特殊法人）＝GAWIとの契約により派遣する専門家の待遇に関する説明

支給項目	金額(円)	説明
1. 基本給	176,000～ 260,000/月	
2. 地域手当	5～80%	任国の物価指数により、基本給の5%～80%を支給
3. 在外手当		
(1) 着任手当	132,500～ 204,500/月	
(2) 子女手当	19,600～ 25,700/月	① 18才以下であること。 ② 但し、職業訓練学校等に通学する場合は27才まで
(3) 家計手当	5,000/月 20% 10%	③ 一時的に滞在する場合 ④ 家族同伴の場合、基本給と着任手当の20% ⑤ 既婚者で子女のみを同伴の場合、基本給と着任手当の10% ⑥ 独身者で両親等扶養家族を同伴の場合
4. 家賃補助	有	⑦ 家賃が基本給と地域手当の15%を超えることが大使館で証明された時。 ⑧ 妻同伴のものは、本人支給額の50%を追加する。

## 検 討 課 題

派遣中の専門家の子弟の本邦における教育費、或は夏休みを利用してのこれら子弟の父親（母親）の任地への渡航費をO.T.C.A.において負担すべく予算措置を講ずることはできないか？

### 2. 専門家確保の仕組み（プール制度、登録制度等）

オランダ、英国、米国等プール制度を設けている国もあるが、いずれの国においても専門家として優秀な人材の確保には苦勞している実情にある模様。

ドイツは国内経済の急激な発展のため、あまり海外へゆきたがらず、また、英国においては、プール制度を設けても若い人はあまり集らない。現在は、かつての植民地サービスの人が残んどである。そのため、プール制度のもとにおいてもこれに付随して各種の恩典（例えば子弟の教育費の負担等）を設けているのが通例。

オランダ：(i) 昨年まで農業省に約40名をプール。

本年より上記40名も含め、外務省にプールすべく計画、一部実施中。

目標：1970年末—200名、75年—500名

なお、プール要員の国内給与は通常より若干高めにしてある。

(ii) 大学がスタッフを専門家として提供する場合、必要な財政的援助を行なっている。

(iii) アソシエイト・エキスパート：大学卒業生が国連専門家のアソシエイト・エキスパートとして海外に赴く仕組みあり（右については別冊〈参考資料〉参照）。その多くが、また専門家として海外に赴く。

(iv) 専門家として派遣される者は兵役免除。

ドイツ： プール制度なし。民間専門家の供給については、低開発振興会社（GAWI、フランクフルト）が登録カードを保有しており、GAWIが専門家との間の契約（実例については別冊〈参考資料〉参照）により専門家を供給する。その他に、連邦開発庁（経済省外局）、ドイツ低開発国財団も登録カードシステムを有する。登録者数は約1,000名、事実上登録カードを通じてプールされている如きもの。

なお、ドイツの場合、契約期間が長期化しつつあり、それにより事実上開発援助用人材が育ちつつある。

フランス：(i) 関係省、関係機関よりの専門家調達と比較的容易、プール制度なし、

(ii) ASMIC (Association pour l'organisation des missions de Coopération technique) :  
500名の登録専門家を有す。

(iii) 専門家として派遣されるものは兵役免除

英国：(i) 海外開発省にCorps of Specialistとしてプール、現在約65名、契約期間最長10年。

但し、現在は植民地サーヴィスを経験した「昔の人」が多い。Corps of Specialist の子弟の学費等はODM（海外開発省）負担となる等の恩典あり。なお、登録者数は約400名いる。

その他に海外開発省の一部局としてthe Directorate of Overseas Survey があり、開発調査事業のため54名のfield surveyors, 300名のPhotogrammetrists, 70名のland resource 専門家を擁している。

(ii) 海外開発省Appointments Divisionの中に Interna-

tional Recruitment Unit があり、ここで国際機関に対する技術専門家をあっせんしている。

(iii) 'home insr' scheme: 農業、動物疫学、工学、建築、土地開発局の関係の政府機関職員(国家公務員)は専門家として現職のまま海外に赴くことが出来る仕組みになっている。

(iv) the Crown Agents for Overseas Governments and Administration: 政府機関ではないが、公共事業を行なう非営利的機関で、外国政府又は公共団体の依頼を受けて下記サービスを全て fee-paying basis で(但し管理費をカバーする額)行なう。但し予算の一部は、政府の補助金により、ODMと密接なつながりを有する。

職員は約1,400名で、うち300名は技術職員である。

(i) specialist advice の供与

(ii) Overseas Service Aid Scheme に基づく専門家の採用及び派遣、契約の交渉など

(iii) 職員の一部を専門家として派遣する

(iv) 研修員の受入れ(受入事業のため約20名の職員を有す)

(v) ODMに対し Engineering adviser の役を果す

(vi) Regional Programmes に基づく機材発注など

(v) the British Council

(vi) the Council for Technical Education and Training for Overseas Countries (TETOC): 1962年に Council for Overseas Colleges of Arts, Science and Technology が発展的解消して出来た機関で、開発途上国及び UNESCO の Overseas Service Aid Scheme, Commonwealth Educational Co-operation Regional Programmes, 及び UNESCO の計画により派

遣する技術教育専門家の採用をODMに協力して行なう。

- (VI) 'Study and service' scheme : 学部卒業後の post-graduate course 開発途上国において行わしめインテリ青年層における海外協力への関心を高める。

なお英国の場合は開発途上国に雇用される専門家の給与の差額、子弟教育費、一時帰国費等を英国政府負担する形での協力 (the Overseas Service Aid Scheme - OSAS) が圧倒的に多し (全専門家の%程度を占める)

米 国 : (i) A I D に常勤技術者約 2 5 0 0 名を有す。その他登録者約 7 0 0 名 (A I D 人材銀行)

- (ii) 大学がスタッフを派遣専門家として割愛する場合も大学側が空席を補てん出来るよう財政援助を行なう。

- (iii) International Development Inter Program 大学卒業生をジュニアエキスパートとして開発途上国に派遣する制度  
1 9 6 8 年より開始 :

### 検 討 課 題

現行のOTCA の中途半端なプール制度 (プール期間、条件、待遇等) を根本的に改め、その抜本的拡充を図るべきでないか?

また、その際、OTCA プール制度の拡充とともに外務省に高級専門家要員をプールすることはできないか? そうして右に、一二の省において現存する海外協力官を吸合してしまうことも一案。

なお、プール要員のソースとしては、今後、定年退職者が有力な供給源となりえよう。

- (ii) 外国語大学等の学部卒業生に対し、大学院コース終了の後2年間日本語等の教員 (専門家) として従事するとの約束で大学院コースを開発途上国の大

学でとらせる（そのための渡航費、滞在費等は一切政府負担）ことはできないか？

### 3. 養成機関

オランダ：(i) 大学に専門家育成のためのコースを設けている例もあり  
(ii) Royal Tropical Institute 政府ベースあるいは民間派遣の専門家の派遣前訓練を行なっている。

ドイツ：(i) ドイツ低開発国財団（German Foundation for Developing Countries DSE）—専門家の養成と派遣  
(ii) 高級専門家養成機関—ドイツ低開発国政策研究所（German Institute for Development Policy—ベルリン）  
大学終了者のうち、選ばれたわずかな研究員を徹底的に指導、低開発国問題の人材を養成、このうちより開発途上国政府機関アドバイザーとし、派遣される者多し。

(iii) 各州政府も専門家の養成を行なっている。

フランス：(i) 高級専門家養成機関の代表的なものとして Centre de Formation des Experts de la Coopération Technique International（注）あり、なお1965年より青年がジュニアエキスパートとして海外勤務をすれば兵役を免除される制度となり現在これら青年達の派遣前訓練も行なっている。

（注）同センターの概要については別冊〈参考資料〉参照

(ii) ASMIC (Association Pour l'organisation des missions de coopération technique)

（技術協力派遣者組織協会）

フランスが派遣する専門家の発掘養成を行なう。ASTEFと同様、経済財務省管轄下の半官半民の機関で、フランスの専



専門家派遣等の事業を行なう機関は多くあるが、規模、実績の点でASMICに及ぶものはない。

また、後進国と技術協力に関し preliminary な交渉を行なう権限を有す。その他専門家のレポートの蒐集、分析も行なう。

英 国：(i) University of Sussex の Institute for Development Studies - ODM の補助

(ii) Overseas Service College 等

(iii) Teacher (英人教師) Vacation Course Program  
(毎年行なう、1969年26ヶ国において実施)

米 国：(i) 特になし、但し、大学を利用するケースあり。

(ii) 派遣前訓練(オリエンテーション) - 6週間相手国の文化、経済事情等の講義は Foreign Service Institute にて行なう。

### 検 討 課 題

ドイツ、フランスの如き高級専門家養成機関をすぐにつくることは困難としても、とりあえず派遣前専門家に対し(i)技術協力一般についてのオリエンテーション(ii)任国事情オリエンテーション(iii)語学訓練、(iv)技術指導法等の研修を行なうための機関を設立することは出来ないか?

外務省の研修所を右の目的のために飛躍的に拡充することも一案であろう。

#### 4. 帰国後の身分保障

オランダ：① 政府職員の場合は帰国後元のポストにもどることが制度化されている。

② 民間からの派遣の場合は問題が多い。

ドイツ：① 政府及び州政府職員については元職復帰が可能

- ② 民間の場合は、帰国後3ヶ月間失業手当を支給したり、就職のあっせん、再派遣のための登録をしたりしているが、元職復帰がなかなか困難である。

フランス： 現在なし、重要な問題となって来ており解決策を検討中

英 国：(i) 公務員：帰国後元所属機関へ復帰でき昇進、昇給の不利なし  
(ii) 1965年よりOverseas Service Pensions Fund 開始、但しPensionをもらうには5年間以上の海外サービスが必要

米 国： 他の政府機関からAIDに出向して派遣される場合、派遣期間中本人の職歴について不利にならぬよう取極がなされているので問題なし。

## 5. その他

### (1) 公 募

各国とも新聞（ウォールストリートジャーナル等専門紙多し）広告ポスター、定期刊こう物など利用して公募を行なって（テレビ利用の例はなし）効果ありとの由、オランダ、英国等の新聞広告例別冊〈参考資料〉参照。

### 検 討 課 題

O.T.O.A.においても新聞（例えば日本経済新聞、日本工業新聞等）定期刊行物（海外技術協力、エキスパート、外務省「世界の動き」等）を通じ専門家の公募を開始すべきでないか？（そのためには権威ある選考委員会を別途設置することも必要）

### (2) 専門家の健康診断

各国とも在外公館職員のため常駐、或は派遣医師をして専門家の健康診断、診療も行なわしめている。

検 討 課 題

外務省の派遣医師をして専門家の健康診断診療も行なわしめることとし、そのための予算措置をとりたい。

## Ⅳ プロジェクト協力

### 1. センター協力

ドイツ： アジアにおけるドイツセンターの卒業生は私企業、公共企業に需要が多いがアフリカの場合、必ずしも需要産業が多くない。

故にセンター卒業後、その技術をもつて個人経営を可能ならしめるべく（フォローアップとして経営指導く経営の方法、工場規模の決定、資金借入れの方法）を行なっている

米 国： Industrial Development Centre の例：

(i) 協力期間 10年

(ii) センター修了生で企業をおこすのに必要な融資、投資、経営の面まで技術指導及び資金供与を行なっている。

### 検 討 課 題

OTCA技術協力センター卒業生に対し、一人立ち出来るようフォローアップ指導、要すれば資金の融資も考慮出来ないか？

### 2. 資金分担

所要の建物、運営費、カウンターパート給与等を相手国政府の負担とすることを原則とするのはいずれの国も同様。但しいずれの国においても一部の国につき例外的措置を認めている。（アジアにおいてはインドネシア、ラオス等、その外アフリカ諸国、中南米諸国等）

オランダ

例 カメルーン農業技術訓練センター

オランダ側 1,000,000ギルター（専門家二人＋教室＋農機具、トラクター）

カメルーン側 600,000ギルター（運営費等）

その他殆んどの場合

オランダ側負担 ≥ 相手国側負担

ドイツ

例 インド マンデイの農業技術協力

(1962~1970.5)

ドイツ側 { 8725.000 マルク (専門家8人- Personalkosten)  
          { 8.238.000 マルク (機材- Sach-kosten)

計 16,963,000 マルク

インド側 17,800,000 マルク (カウンターパート8人運営費等)

(注) なおドイツの農業協力方式については別冊<参考資料>参照

上記以外の事例をみても各国ともプロジェクトベース協力の場合、彼我の負担額は概ね同率である場合が多いがわが国の場合は然らざる例が多い。

日本

①例 タイ(ソンラク)道路建設技術訓練センター

日本側 219,431,000 円 (但し機材費のみ)

(1965~1968)

タイ側 1,009,800,000 円 (運営費、機械部品等)

(1965~1968)

②例 タイ電気通信技術訓練センター

日本側 95,745,000 円 (供与機材費のみ)

(1960~1963)

タイ側 132,000,000 円 (土地、建物等施設費、運営費)

注: タイ側要員の給与は含まず。

### 検 討 課 題

プロジェクト(協力センター協力、農業開発協力、医療協力)の大型化とともに

わが方負担分の増大。

右はわが方において今後必要に応じ、建物建設等をも負担する等措置を講じてゆくことによっても可能であろう。

### 3. 機材の購入 ( tied or untied ? )

フランス： フランスで購入ができないもの以外はフランスで購入・送付する。

ドイツ： 原則、ドイツ製品購入但し例外あり

- ① ドイツ製品が現地事情に適さない場合
- ② ドイツから購送していたのでは間にあわぬ場合
- ③ またアフガニスタンで大量の肥料を買ってアフガニスタンにおけるドイツ農業協力プロジェクトに使用等の例あり先進国においてかかる例多し、(ドイツより)、今後増える傾向

米 国： 一般的には米国の物資を当てるが、他の自由国諸国よりも調達する例あり。但し、ドルを大量に所有している特定の工業国(日本を含む)からの調達は行なわない。

### 検 討 課 題

一部の小型工具、パーツ等は現地、または近隣先発後進国において購入することを可能とすべきでないか？(例えばラオスにおいて使用する小型工具、スペアパーツをバンコックで購入する如き。なおバンコックには多くの日本の機械製造会社が合併会社として進出している。)

## V 調査、設計事業及びこれに伴うコンサルタントの活用

調査、設計、或は経営指導等の技術協力に当り、コンサルタントの活用はとくに英国において活発である。ちなみに1969年度のコンサルタントの活用による技術協力は50件余り、そのための支出は約400万ドルである。

ドイツの場合はコンサルタント活動は未だ弱体であり、あまり活用されていないが、それでも政府ベースの仕事を請負うことは海外進出の足がかりをつくるものとして積極的に応じる傾向にある。

### 1. フィージビリティ報告、実施設計書の取扱い。

ドイツ： 高度の技術的内容を含み high technical responsibility が問題になるもの（例えばプラントの設計）についてはコンサルタント会社が直接相手国政府関係機関と契約を結び右に基づき報告書を提出（ドイツ政府は所要資金をみるのみで内容につき責任を負わず）。但し、一般的なフィージビリティ調査報告書についてはドイツ政府がコンサルタント会社と契約を結ぶ方式にて行なうのが普通。しかしその場合もドイツ政府はその内容につきあまり関知せず、単に報告書を先方へ渡すのみ。

フランス： 公務員を使用するとき（かかる場合多し）政府が報告書の内容につき責任を負う。

英国： (i) コンサルタントを使用せる場合（かかる場合が殆んど）、報告書の内容について政府は一切責任を負わず、コンサルタント会社が自己の名において相手国政府機関に報告書を提出。

(ii) なお、政府（海外開発省）とコンサルタント会社との間の契約書案（①調査内容 ②フィーその他諸経費、③相手国政府の負担）のコピーを相手政府に送付、あらかじめその同意（特に右の①と③につき）を得てから調査を実施。

米 国： フィージビリティ調査報告書、実施設計書すべてA I D技術ス

スタッフがチェックし、時には一部書きなおしを終えたいうえで A I Dより相手国政府に提出。A I Dはその内容につき責任を負う。

## 検 討 課 題

フイージビリティ調査、実施設計の如何を問わず、目下のところ O T C Aには成果品のチェック機関が欠けているので、政府としては成果品に責任をとることは困難な事情にある。従がってその場合、従来のやり方を続けるとすれば、今後相手国政府と取交すプラン・オブ・オペレーションにその旨を明記する（今迄はこの点何も触れていない）方法があろうし、プラン・オブ・オペレーションに代るものとして O T C Aとコンサルタント間の契約（一般的国際商習慣に合致したもの）のコピーを相手国政府に提出し、その同意を得たいうえで実施すれば（英国方式）、右契約の範囲でわが国政府が責任を負っているとの点が明確になり、前者よりベターであるかも知れない（但し、コンサルタント一括方式のとれないものは適用できない）。

### 2. コンサルタント会社への支払い（O T C Aベース契約と通常契約における契約における契約単価の比較）

O T C Aベースの場合、以下にみる通り世銀、アジア銀、U N D P等の国際機関、或は他の先進国に比較してコンサルタントの契約単価が著しく低く、その結果、O T C Aベースの仕事に民間のコンサルタント会社が優秀な人材を割きたがらない事情にある。

#### (1) 人件賃（Payroll costs）の比較

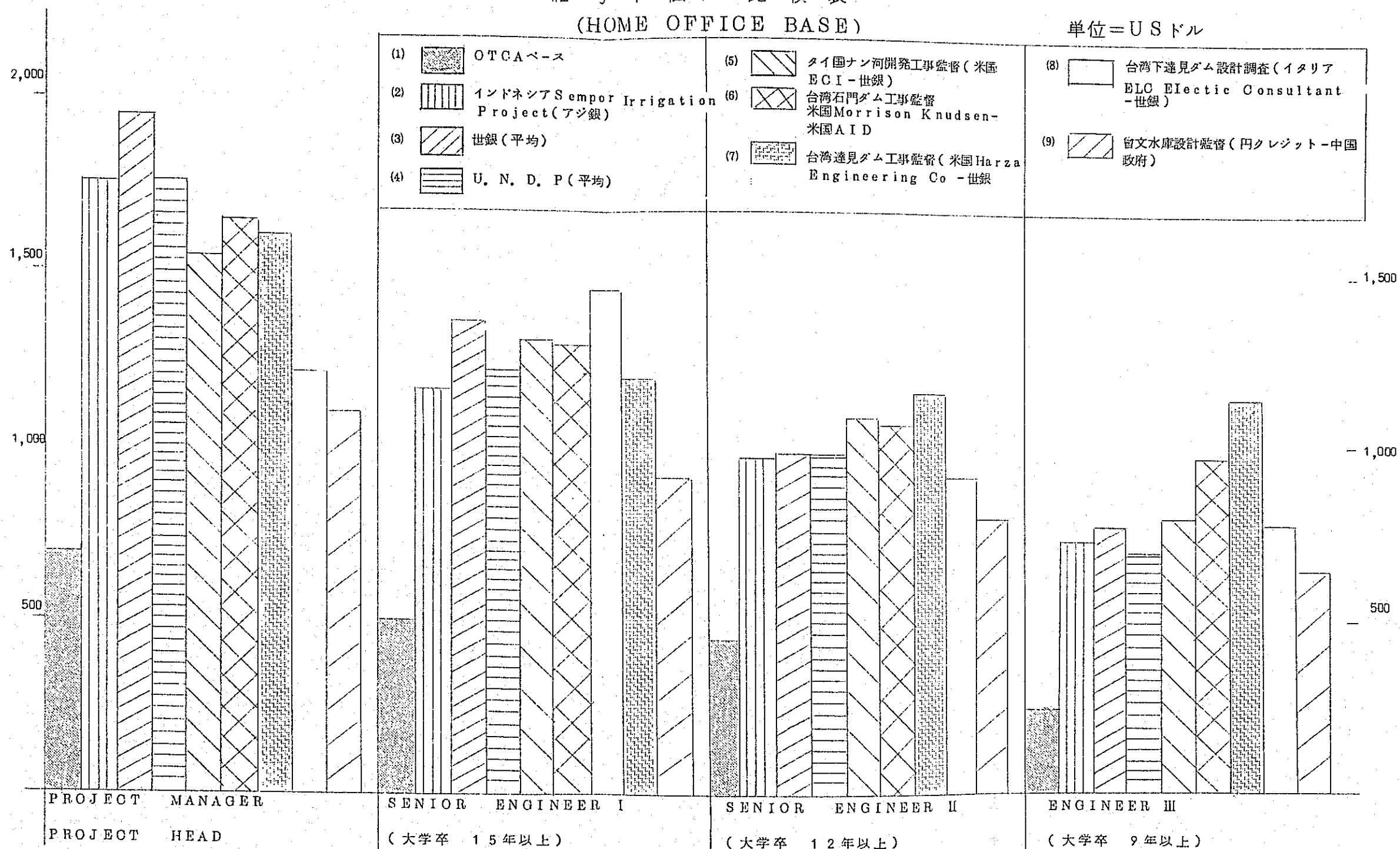
別紙「給与単価（P）比較表」の通り



給 与 単 価 (P) 比 較 表

(HOME OFFICE BASE)

単位 = USドル





(2) 契約単価の比較

契約単価 = 人件費 (Payroll costs) +  
間接経費 (overhead charge<sup>注</sup>) +  
報酬 (Consultancy fee)

注: 役員等の給与、事務室費、光熱費等

(i) 通常の契約ベースにおける契約単価(C)

$$C \geq 2P \quad (P = \text{Payroll Costs})$$

(ii) 世銀、UNDP の契約単価 (C') は公式の算式を入手している訳ではないが、間接経費は人件費の100%、報酬は人件費と間接経費の合計額の50%と推定される。

すなわち

$$C' = P' + P' + (P' + P') \times 0.5 = 3P'$$

(P' = 世銀、或はUNDPのPayroll Costs)

(iii) アジ銀の契約単価 (C'')

$$C'' = P'' + P'' + (P'' + P'') \times 0.16 = 2.32P''$$

(P'' = アジ銀のPayroll Costs)

(iv) OTCAベースの契約単価 (C''')

$$C''' = P''' + 1.1P''' + (P''' + 1.1P''') \times 0.2 = 2.52P'''$$

(P''' = OTCAベースのPayroll Costs)

以上をグラフにすれば別紙「契約単価(C)の比較表」の通りである。

## 補足説明

ドイツ： コンサルタント会社との契約に2つの場合がある。

(i) ドイツ低開発会社(GAWI)を通じて契約する場合。

(ii) 政府が直接コンサルタント会社と契約する場合。

この場合契約単価(i)の約2倍。

いずれにしても政府ベースの仕事が民間ベースのそれに比較してフィーが低いという不満はあまり聞かない。

英国： 実施設計は殆んどの場合資金協力の枠内で行なう。

但し、当該プロジェクトを英国側に落さんとしてグラント、技術協力により実施設計を行なうこともあり。

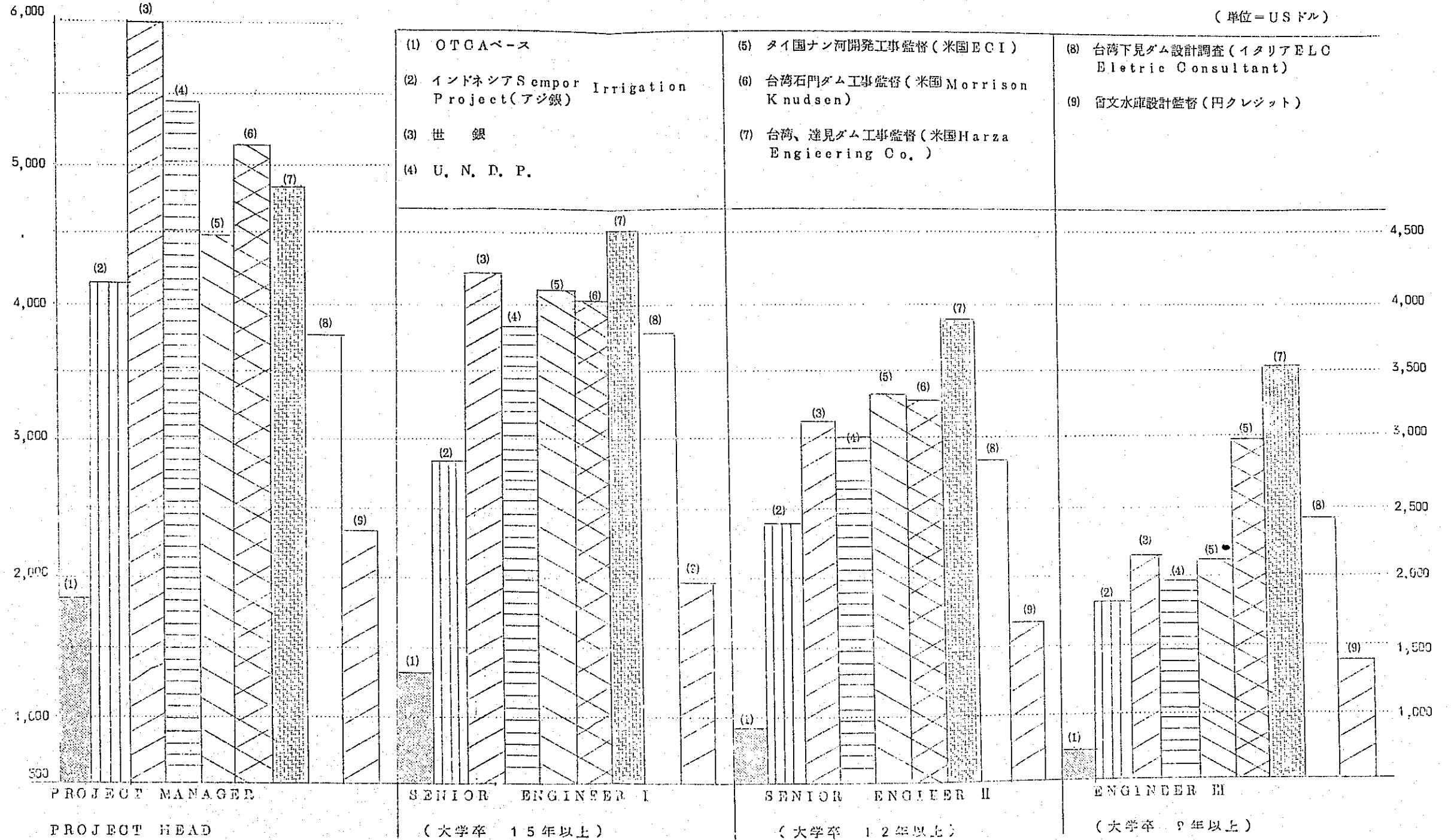
## 検討課題

OTCAベースのコンサルタントとの契約単価の大幅増額。

但し、右について給与単価自体：を大幅に上げることが、専門家給与等との関係で困難とすれば、OTCAベースの契約単価算出の数式中コンサルタントフィー算出の乗数(0.2)を上げることにより、契約単価の増額をはかることが考えられるのではないか。

契約単価 (C) 比較表

(単位=USドル)



(注) 世銀, UNDP, AID (2)~(3)の単価(C)はC=3P, (9)はC=2Pとして計算した



AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT

**PLANNING-PROGRAMMING-BUDGETING-IMPLEMENTATION**

FY 1970 CYCLE  
 FY 1969 CYCLE  
 FY 1971 CYCLE

**PROCEDURAL STEPS IN THE CYCLE**

**I. General Guidance**

1. B.O.B. PPBS GUIDANCE (Letter and Informal Contacts)

**II. A.I.D. Planning and Budgeting**

2. A.I.D. guidance to field (WORLDWIDE AND INDIVIDUAL COUNTRY GUIDANCE)

3. B.O.B. SPRING REVIEW (Formal and Informal)

4. B.O.B.-U.S. Government-wide guidance/Agency BUDGET TARGET

5. Budget Submission by USAID's (COUNTRY FIELD SUBMISSION)

6. Budget Submission by USAID's (PROJECT BUDGET SUBMISSION)

7. A.I.D./W BUDGET REVIEWS

8. Agency Submission to B.O.B. (PROGRAM MEMORANDA and Summary Documents)

9. B.O.B. Markup/BUDGET APPEAL Procedure

10. PRESIDENTIAL Decision/BUDGET to meet Decisions

11. President's budget TRANSMITTED to Congress (January)

12. President's FOREIGN AID MESSAGE Transmitted to Congress

**III. Legislative Action**

13. CONGRESSIONAL PRESENTATION Prepared

14. AUTHORIZATION Process (Hearings to Markup)

15. APPROPRIATION Process (Hearings to Markup)

16. Floor Action, Conferences, Final Passage of LEGISLATION

**IV. Presidential Action**

17. A.I.D. Appropriation BILL SIGNED by President

**V. A.I.D. Programming and Implementation**

18. Provisional Operating procedures under CONTINUING RESOLUTION

19. Formal REVIEW of Operating Year Requirements

20. Regular OYB published

21. APPORTIONMENT requested of B.O.B.

22. Controller ALLOTMENTS established

23. IMPLEMENTATION Plans prepared by field missions

24. A.I.D./W REVIEWS AND APPROVES field implementation plans

25. Negotiation and signing of AGREEMENTS WITH HOST GOV'T.

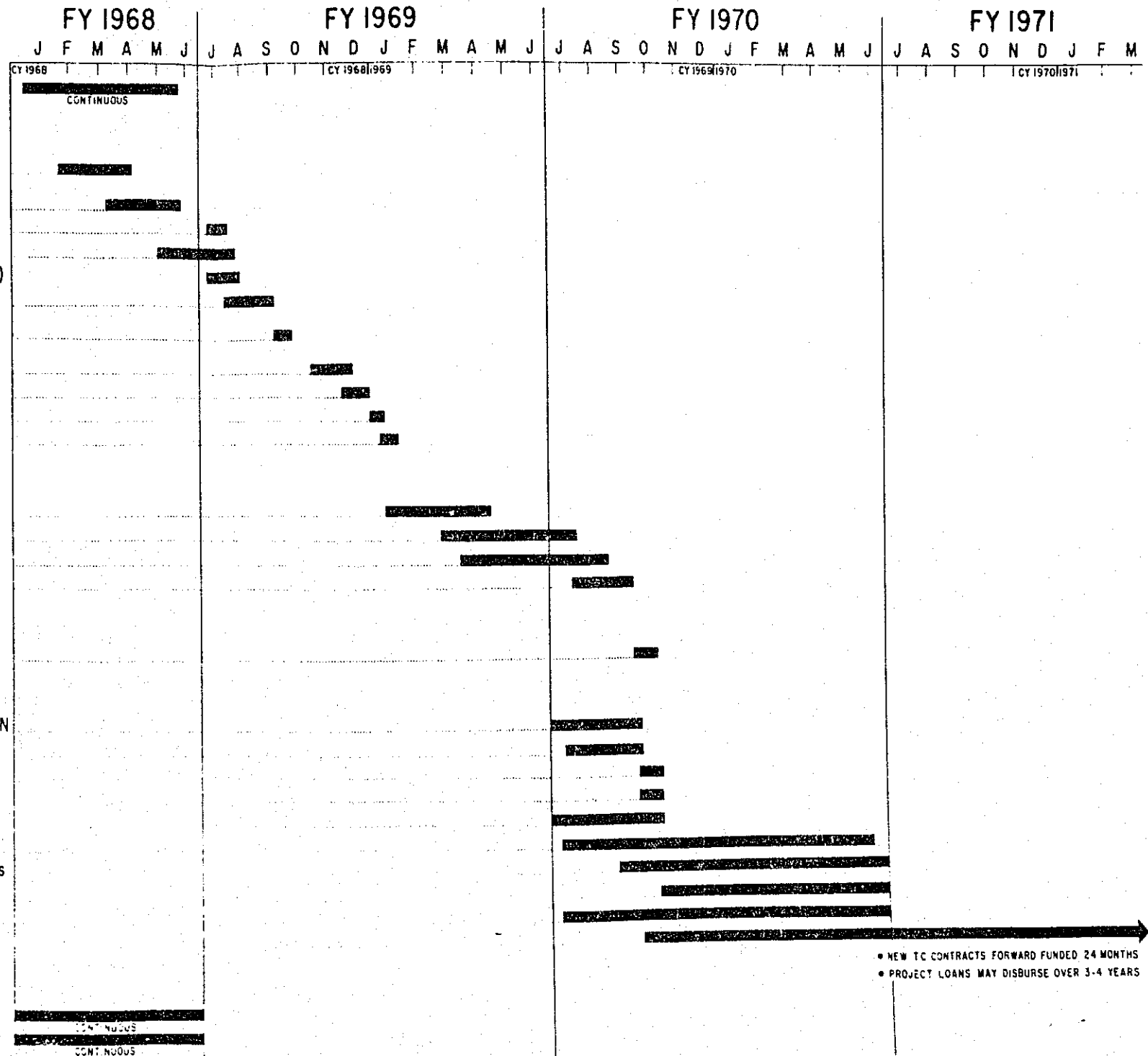
26. OBLIGATION of funds under approved plans

27. IMPLEMENTATION of approved programs

**VI. A.I.D. Program Evaluation**

28. REPORTING from field to A.I.D./W

29. EVALUATION by A.I.D. of field implementation and results



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and government operations. The text highlights that without reliable records, it becomes difficult to track the flow of funds, assess performance, and identify areas for improvement.

2. The second part of the document focuses on the role of technology in enhancing record-keeping and data management. It notes that modern digital tools and software solutions can significantly reduce the risk of human error and improve the efficiency of data collection and storage. The text suggests that investing in technology is a key strategy for organizations looking to optimize their record-keeping processes and ensure the long-term integrity of their data.

3. The third part of the document addresses the challenges associated with data security and privacy. It acknowledges that as the volume of data increases, the risk of unauthorized access and data breaches also grows. The text provides guidance on implementing robust security measures, such as encryption and access controls, to protect sensitive information and maintain compliance with relevant regulations and standards.

4. The fourth part of the document discusses the importance of regular audits and reviews of record-keeping systems. It states that periodic audits help to identify any discrepancies, errors, or inefficiencies in the system, allowing for timely corrections and improvements. The text also emphasizes the need for clear policies and procedures to govern the auditing process and ensure that all stakeholders are aware of their responsibilities.

5. The fifth part of the document concludes by reiterating the overall importance of record-keeping and data management for organizational success. It encourages organizations to adopt a proactive approach to record-keeping, continuously monitoring and improving their systems to ensure they remain effective and secure in a rapidly changing digital landscape.



## VI 国別技術協力計画の作成

英国、米国：英国、米国いずれの場合においても、次年度の国別技術協力計画（予算案）を作成するに当り、あらかじめ相手国政と話し合いその内容を予算要求にもり込む方式をとっている。

英国（会計年度4月～3月）：8月ごろ2国間協議開始、2月右にもとづいて作成した予算案を議会へ提出

米国（会計年度7月～6月）：5月（目標年度開始の14ヶ月間）ごろより現地AIDミッションは相手国政府と協議を開始、11月右にもとづいて作成された予算要求書をBudget Bureauに提出。12月大統領議会に予算要求を行なう。

以上の過程をAIDより入手した資料にもとづき詳細図示すれば次の如くである。

## 検 討 課 題

わが国も相手国のニーズにより合った協力を行なうべく少くともインドネシア、タイ等大國受益國については、技術協力予算案編成に当り当年度の計画内容につき現地公館を通じ相手国政府とかなりの程度つめた話し合いを行ない、これを予算案に反映させることを考えては如何？

先方は上記英國、米國の例よりしてかかるProcedureに慣れており、また古の如き話し合い（米國の場合は相手国大臣まで話し合いに参加する由）が何らのコミットメントを意味するものでないことも了解しているはずである。

#### Ⅷ 民間団体、大学、研究所等のイニシアティブによる技術協力

多くの先進国においては、技術協力の推進にあたり、民間のイニシアティブを尊重し、これが行なう技術協力に対し、政府が財政的援助を与える仕組みが整っている。

政府は財政面だけの支援を行ない、計画自体の実施、運用は民間の創意と工夫にゆだねられている。その二、三の例をあげれば次の通り

##### オランダ： Joint financing of Project of non-Commercial private organization

- (1) 所管は外務省の国際技術援助部 (International Technical Assistance Department)、本 joint financing programme による政府の財政援助は、民間の非営利事業団体であれば、いずれの団体でも受けられる。
- (2) プロジェクトに対する財政補助を受けるには、申請団体が土地、建物、機材等に要する資本金の 25% 及び運営費の全額を負担することができるなどの条件がある。
- (3) 本 joint financing programme では、小学校、身体障害者用施設など、或は知識の移行がない橋梁建設には適用されない。

ドイツ： 教会による開発協力事業 (医療、福祉、教育) が盛ん、連邦政府はこれに対し 75% の補助を与えている。

(68 年度： 98 プロジェクト、59.4 百万マルクの補助)

米 国： 68 年末現在で AID は 1,200 余の私的団体、大学等と契約を結び右が行なう技術協力計画に対し財政的支持を行なっている。うち、大学が多くその数約 120 校。これに対する財政的援助のみでも 2 億ドルを超える。

オランダの joint financing of projects of non-Commercial private organization については別冊〈参考資料〉参照、また研修員受入れに際しての民間の積極的活用については研修員の受入れの項参照。

## 検 討 課 題

(i) わが国の場合、これまで殆んどの場合、個々のプロジェクトにつき O T C A 或は政府関係機関が技術的事項（例えば個々の機材の（選定）にまで立ちいって口をはさんでおり、その結果、当該プロジェクト民間、大学関係者のプロジェクト実施に対する意欲を減殺するケースもままみられたところ、今後は O T C A 主導型のプロジェクトとともに、民間にも積極的に、技術協力プロジェクトと開拓せしめ、民間で主体的に実施運用するプロジェクト（O T C A は要すれば政府関係機関の協力を得て計画の概要を審査し優良なプロジェクトと判断されるならば、これに対し財政的支援を与え、計画実施後は定期的にその進捗状況につき審査をするのみ）の推進も考慮すべきではないか？

なお、その場合、相手国との協力協定の当事者は当該民間団体をもってすることが適当である。

(ii) 上記の如きパターンの協力は、とくに本邦大学と相手国大学、研究機関、病院との間において可能と思われる。

(iii) また、海外技術協力センターについても、あるものについては、特定の民間団体にその計画から実施までを委ねる（O T C A は予算的な手当を専ら行なう）ことと行ってみては如何？

#### Ⅳ その他

1. 技術協力の計画において（「人」との結びつきのない）機材のみの供与を認めるか？

然り フランス（例：印刷機のみ供与）英国、米国（注）

（注） フランスは機材のみの供与に全くこだわらず。他方英国、米国はやはり「人」との結びつきを求めることを一応の原則とする模様

否 オランダ、ドイツ

（注） 但しドイツには狭義の技術協力とは別に農業機材供与計画（広義の技術協力に入れている）あり、同計画により開発途上国に肥料、種子、防虫剤、種畜、農業機械等を無償で供与している（1965年—1100万マルク、1966年—1250万マルク、1967年—1500万マルク、1968年—1850万マルク）この場合は必ずしも「人」との結びつきを必要としない。

2. 施工管理のみを技術協力で行なう事例ありや？

ドイツ：(i) かかる要請を受けることがあるがこれまで施工者が他国の場合は拒って来ている。但し、ドイツで建設工事を行なうときは施工管理を技術協力でみることもあり（但し「happy」ではない「施工管理はあくまで資金協力の枠内に含めるべし」というのがこれまでの原則的立場）

(ii) なお、世銀のプロジェクトにつきドイツが政府ベース技術協力で中立的な SUPERVISE を行なう如き事例はある。

3. 建物建設実施方式

オランダ、ドイツ

資金供与方式一かかる場合にも施工管理者は政府指名のオランダ人やいはオランダ人をあて全工程を厳しく監督するのが通常

建物供与方式一右方式による場合もあるが前者のケース程多くはない。

フランス： 建てるとしてもすべて資金供与方式？

米 国： 原則として建物の建設はすべてA I Dが米国建設業者と契約し  
完成後先方に引渡す方式をとっている。

## Ⅹ 技術協力予算制度（注）

（注） 各国の予算書（技術協力関係）については別冊〈参考資料〉参照

オランダ：(i) 単年度制、但しある種の技術協力予算項目（例：プロジェクト協力）については国会で当該予算と平行して多年度コミットを可能とする一定の資金枠が認められる

（Commitment authorization system）

(ii) くり越し、下記の二国間技術協力予算項目のうち専門家派遣費を除き、くり越し可能（くり越しは外務省限りでできる）

(iii) 流用、事業費相互の流用は外務省限りで可能

ドイツ：(i) 前記(i)に同じ、もっとも、プロジェクトベースで協力において援助額を明記することは実施中途での計画の変更物価の変動等がありうるのをこれを協定中に明記することはさけている。但し、相手国政府との交渉段階で大体の援助規模（××年内に××マルク）は説明しており、これを明文化することも上記多年度コミット資金枠の承認により可能である。

(ii) くり越し、流用：両者とも経済協力省限りで可能

英国：(i) 現政府経済協力中、技術協力を重視、技術協力に関する限り、人の手当さえ可能なれば予算はいくらでもつく。

(ii) 単年度制：但し、政府は予算と平行して援助につき5カ年計画を議会に参考資料として提出することになっており、右にもとづき事実上、多年度コミットも可能。

(iii) くり越し、認められず、但し(iv)参照

(iv) 流用 a、同一 region 内部の流用—ODM 限りで可能

b、region 間の流用—大蔵省、議会の承認が必要、もっとも殆んど問題になることなし、政府予算は4半期ごとに実情に応じ修正、議会の承認を得る、技術協力予算は上記 a、b の流用をひんばんに行ない未

使用なきよう努力、故に不用少なし。

米 国：(i) 単年度制、但し、多年度にわたる開発プロジェクトにつきわが国の債務負担行為に似た制度あり、

(ii) くり越し、相手国政府に対し当該協力につき明示的に（例えば協定）コミットしている（Obligated fund）が何らかの事情で実施が遅れていたものについては自動的に翌年度にくり越される。

(iii) 流用 a、同一地域内部の流用－当該局長の裁量により可能

b、地域局間の流用－Office of program cooperation（AIDのBudget Bureau）の承認が必要  
（注）

（注） A I Dにはアフリカ総局、ラテンアメリカ総局、中東、南アジア総局、ヴェトナム総局、東アジア総局あり、技術協力予算は地域別に各局につく、詳細については別冊＜参考資料＞参照

(iv) Substantive Approval の制度 5～6月（当該会計年度開始前）に Substantive Approval をえて派遣専門家の募集開始

その他

(i) 新会計年度に入っても予算が成立しないことがままあるところ、その場合、ドイツ、米国においては継続プロジェクトにつき前年度予算額の月額超えない限度で毎月支出できる便法が認められている。

検 討 課 題

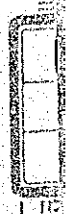
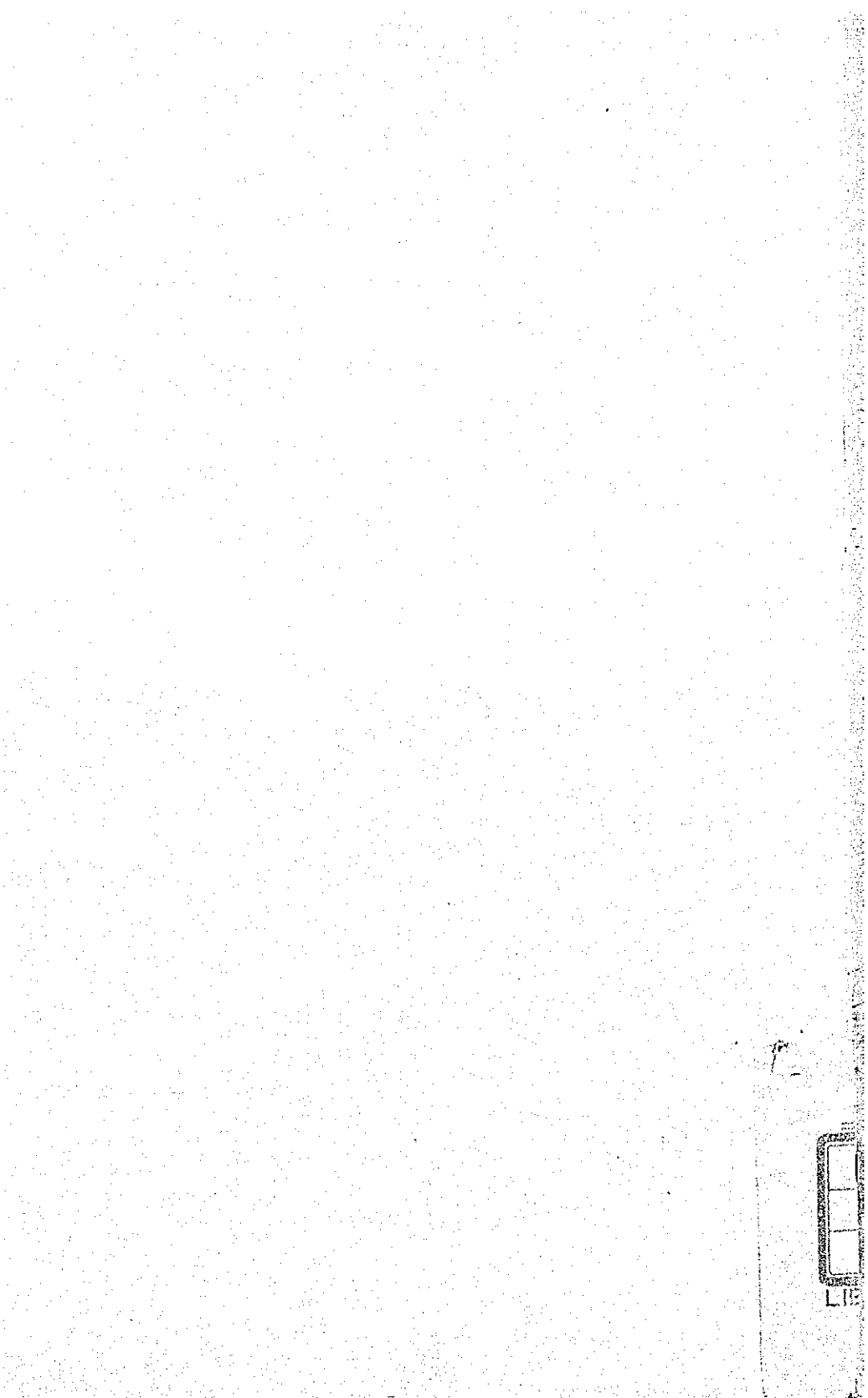
(1) 大減省による支出負担行為実施計画承認手続の廃止または大幅簡素化－技



術協力予算は支出の段階において再度各計画ごとに支出負担行為実施計画を作成し、右について大蔵当局の承認を得る仕組みになっているところ、右にかなりの時日を要し、計画の実施自体が遅れることがある。(例えば、早急に調査団を派遣する必要があるときなどは右の如き遅延は好ましくない) このように予算の実施段階においても財政当局のこまかいチェックを受けるが如き仕組みは各国で例をみないところ、今後事務の能率化のためにも右実施計画承認手続の廃止または大幅簡素化を検討すべきでないか。

- (2) 未使用予算の翌年度へのくり越し手続きの簡素化。
- (3) 技術協力各事業費相互間の融通使用を弾力的に行ないうるようにすること。

本来、技術協力予算(外務省)においては海外技術協力事業委託費が「目」であり、その内訳けたる研修員受入経費、専門家派遣経費、海外技術力センター経費等はいわゆる「目の組分」であり本来その相互間の融通使用は外務省限りで行ないうるはずではないか。)



LIT